



社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

# ぎふ 環境保全

•発行•  
平成24年  
1月15日

VOL.  
89

- ◆行政ニュース
- ◆岐阜県リサイクル認定製品認定制度について

岐阜市環境事業部産業廃棄物指導課

- ◆微量ポリ塩化ビフェニール廃棄物処理施設の整備状況について

岐阜市環境事業部産業廃棄物指導課

- ◆環境配慮事業所(E工場)の取り組みについて

岐阜振興局環境課



# クリーンな社会づくりをめざす 21世紀のパイオニア

## としわ 寿和工業株式会社

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

**業務内容** 廃棄物・水質・土壌・臭気の分析等を行っています

### 産業廃棄物

- 溶出試験
- 含有試験

### 水 質

- 地下水
- 河川水
- 湖沼水
- 工業用水
- 凝化槽放流水
- 工場排水、など

### 土 壤

- 底質
- 田、畠土、など

### 肥 料

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

### 臭 气

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

#### 産業廃棄物処理業

- (処分業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず  
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず  
・廃油（タールルビッチ） ・13号廃棄物
- (収集運搬業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず  
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず  
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

#### 特別管理産業廃棄物処理業

- (処分業) ・特定有害廃石綿等
- (収集運搬業) ・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ  
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ  
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細についてはご相談ください。

### 建設業

### 環境関連機器販売

#### 排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、  
お困りの点・お悩みの点など  
ございましたら、何なりと、  
下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地

TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661

|          |               |                        |   |
|----------|---------------|------------------------|---|
| あいさつ     | <b>新年を迎えて</b> | (社)岐阜県産業環境保全協会理事長 粥川長司 | 2 |
| 新年のごあいさつ |               | 役員一同                   | 3 |
|          |               | 岐阜県環境生活部長 坂正光          | 4 |
|          |               | 岐阜市環境事業部長 松野正仁         | 5 |

|        |                                    |                        |    |
|--------|------------------------------------|------------------------|----|
| 行政ニュース | <b>岐阜県リサイクル認定製品認定制度について</b>        | (社)岐阜県産業環境保全協会理事長 粥川長司 | 2  |
|        |                                    | 役員一同                   | 3  |
|        | <b>微量ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の整備状況について</b> | 岐阜県環境生活部廃棄物対策課         | 6  |
|        |                                    | 岐阜市環境事業部産業廃棄物指導課       | 12 |

|        |                              |          |    |
|--------|------------------------------|----------|----|
| 振興局だより | <b>環境配慮事業所(E工場)の取り組みについて</b> | 岐阜振興局環境課 | 16 |
|--------|------------------------------|----------|----|

|      |                     |           |    |
|------|---------------------|-----------|----|
| シリーズ | <b>わがまちの環境保全と対策</b> | 可児市長 富田成輝 | 18 |
|------|---------------------|-----------|----|

|       |  |                         |    |
|-------|--|-------------------------|----|
| レポート  | <b>廃棄物を考える(その2)——もう「臭いものにフタ」は厳禁!!—</b> | (株)共立総合研究所 名古屋オフィス 河村宏明 | 19 |
| トピックス | <b>最低賃金改正のお知らせ</b>                     | 厚生労働省 岐阜労働局             | 26 |

|       |                       |    |  |
|-------|-----------------------|----|--|
| 協会だより | <b>(社)岐阜県産業環境保全協会</b> |    |  |
|       | 鈴村兼利副理事長が環境大臣表彰を受賞    | 27 |  |
|       | 理事会の開催                | 27 |  |
|       | 委員会の開催                | 28 |  |
|       | 労働安全衛生研修会の開催          | 28 |  |
|       | びわ湖環境メッセ2011の視察       | 28 |  |
|       | 産業廃棄物関係法令等研修会の開催      | 29 |  |
|       | 重機類の保有状況に関する調査        | 29 |  |
|       | 一般社団法人に移行するための申請      | 30 |  |
|       | 青年部会の動向               | 30 |  |

|                       |                             |    |
|-----------------------|-----------------------------|----|
| (公社)全国産業廃棄物連合会        |                             |    |
| 産業廃棄物と環境を考える全国大会      | 31                          |    |
| 全国産業廃棄物連合会平成23年度総務委員会 | 31                          |    |
| その他                   |                             |    |
| 産業廃棄物処理関係講習会の実施状況     | 31                          |    |
| お知らせ                  | 協会カレンダーに掲載する写真の募集           | 32 |
|                       | 社名変更                        | 33 |
|                       | 協会誌への広告掲載募集                 | 33 |
|                       | 許可の有効期限にご注意                 | 34 |
|                       | 協会入会のおすすめ                   | 35 |
|                       | 会費の納入は口座振替で                 | 36 |
|                       | 電子マニフェストシステムの加入申込み方法 + 加入実績 | 37 |
|                       | 産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について    | 38 |
|                       | 産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書       | 39 |
| 編集後記                  |                             | 40 |

表紙写真 「梅ひらく」(岐阜市内) ..... フォト飛水 種田昌史



## 新年を迎えて

理事長 粥川長司

新年明けましておめでとうございます。

平成24年の新春を迎え、会員の皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

昨年は、景気の低迷に加え、東日本大震災の影響を大きく受けた一年でありました。

政府の「月例経済報告」を辿ってみると、その様子がよくわかります。

前半では、景気は、持ち直しに向けた動きが見られるが、失業率が高水準にあり依然として厳しい状況にある。更に、持ち直しの動きが見られた景気も、東日本大震災の影響で動きが弱く、失業率も引き続き高水準にある。しかし、このような中、震災の影響は厳しいものの景気はやや上向きの動きが見えるようになってきた。

後半では、引き続き、景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しいものの、上向きの動きがみられ緩やかに持ち直している、となっていました。

このような状況を見ると、年が改まても大きく景気が好転することを期待することはできません。

景気の低迷が長く続く今日、産業廃棄物処理業界でも、新たな事業の場を自ら見つけ出す必要があります。廃棄物処理の仕組みや流れは、長い間の積み重ねで作られてきて、現在では、あまり変更の余地は無いように思われます。しかし、着眼点を変えると、新しい隙間(ニッチ)が見つかるかも知れません。ぜひ、協会の事業を利用して情報の入手、情報の交換に努めて、新たな事業を見つけ収益(リッチ)に繋げていただきたいと考えています。知恵を出して、ニッチでリッチにという思いでございます。

もちろん、技術革新による新たな廃棄物の出現、新たな処理方法やリサイクル方法の発見などによるビジネスチャンスにも、協会の情報誌を通じて注意を払っていただくようお願いします。

さて、産業廃棄物処理業界は、その業務を通して限られた資源を有効に活用し、持続可能な社会の形成に大きく貢献していると自負しております。

全国産業廃棄物連合会では、青年部協議会が実施主体となって、もう一つの社会貢献、CSR2プロジェクトが進められています。CSRとは、「企業の社会的責任」のことです。プロジェクトは、法令遵守・情報開示等、環境保全活動及び社会貢献活動の三つを柱にして企業の社会的責任の普及啓発に取り組み、企業と社会の持続的な関係の発展を図ろうとするものです。

具体的には、コンプライアンス部門、地域貢献部門等の9部門で実績を競うことになっています。これを機会に、もう一つの社会貢献にも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、今年は、一昨年来準備を進めて参りました一般社団法人への移行の年もあります。4月に予定をしている移行後も、より一層会員の皆様の提案や要望を取り入れた事業を実施して参りたいと思います。ぜひ、提案や要望をお寄せ頂くようお願いします。

最後になりましたが、昇り龍を期待し、会員の皆様を始め関係各位の一層のご支援と、ご協力をお願い申し上げ、新年のご挨拶といたします。

## 慶 春



年頭に当たり、皆様のご健勝とご隆盛をお祈り申し上げます。本年も協会の運営について、ご支援、ご協力を頂きますようお願いします。

平成24年元旦

|             |        |           |       |
|-------------|--------|-----------|-------|
| <b>理事長</b>  | 粥川 長司  | <b>理事</b> | 傍島 壽一 |
| <b>相談役</b>  | 清水 道雄  | <b>同</b>  | 丁 明夫  |
| <b>副理事長</b> | 木村 虎男  | <b>同</b>  | 土岐 建夫 |
| <b>同</b>    | 鈴村 兼利  | <b>同</b>  | 富所 俊一 |
| <b>専務理事</b> | 長谷部 政行 | <b>同</b>  | 丹羽 武  |
| <b>理事</b>   | 石垣 彰寛  | <b>同</b>  | 野々村 清 |
| <b>同</b>    | 大村 辰男  | <b>同</b>  | 野村 清晴 |
| <b>同</b>    | 兼松 誠吾  | <b>同</b>  | 広瀬 悅治 |
| <b>同</b>    | 河合 研三  | <b>同</b>  | 堀 義博  |
| <b>同</b>    | 國本 吉男  | <b>同</b>  | 山田 輝幸 |
| <b>同</b>    | 栗本 純夫  | <b>監事</b> | 石原 幸喜 |
| <b>同</b>    | 杉下 武夫  | <b>同</b>  | 高木 雅浩 |

## 新年のごあいさつ

岐阜県環境生活部長

坂 正 光

新年あけましておめでとうございます。

平成24年の新春を迎える、一言挨拶を申し上げます。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃より、産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、会報の発行、各種講習会の開催等による会員への情報提供など、積極的な活動を展開されていることに感謝を申し上げます。

さて、本年はいよいよ、県内各地において「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」が開催されます。県では、平成18年の「全国植樹祭」や、一昨年の「第30回全国豊かな海づくり大会」の開催を通じ、森・川・海を一体とした環境保全の取り組みを全国に発信してきたところです。これまでの「清流の国ぎふ」づくりの取り組みの成果である清流長良川に象徴される豊かな自然のもとで、全国から訪れる選手、参加者の方々の一生の思い出となる大会となるよう取り組んで参ります。

また、県では、環境保全に対する意識の高まりと、森林・環境対策の緊要性から、豊かな自然環境の保全と再生に向けた取り組みを推進するための費用を、県民の皆様に等しくご負担いただく「清流の国ぎふ森林・環境税」を平成24年度から導入することとなりました。適切に管理されていない森林や野生動物による農作物の被害の増加、外来生物の繁殖、水環境の悪化などが問題となっており、放置すると私たちの安全・安心な生活に大きな影響を及ぼす恐れがあることから、この森林・環境税を活用し、各種施策を進めて参ります。皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

廃棄物関係では、「清流」を本県のアイデンティティとして「県民総参加による緑豊かな『清流の国ぎふ』づくり」を基本理念に掲げた新たな「岐阜県環境基本計画」に基づき、新計画の始期である昨年から、適正処理の推進や不法投棄等の不適正処理対策に取り組むとともに、ごみ減量化やリサイクル製品の利用などの循環資源の有効利用の推進、リサイクル関連産業の育成支援を図ってきたところです。本年も引き続き、県民総参加による緑豊かな「清流の国ぎふ」づくりに取り組んで参ります。

最後になりましたが、社団法人岐阜県産業環境保全協会の益々のご発展と、今年一年が会員の皆様にとって、よい年でありますように心からお祈り申し上げます。

## 新年のごあいさつ

岐阜市環境事業部長

松野正仁

新年あけましておめでとうございます。新春を迎え、一言ご挨拶を申し上げます。

旧年中、社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、産業廃棄物処理行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年3月11日に発生しました東日本大震災により、わが国は今までに経験したことの無いような甚大な被害を受けました。この震災で亡くなられた方々へのご冥福をお祈り申し上げ、被災地域の1日も早い復興を祈願すると共に、被災地における復旧作業や被災者への支援等にご尽力されました皆様に敬意を表したいと思います。

さて、昨年4月1日から改正廃棄物処理法が施行されました。主な改正点として、排出者側に関する事項では廃棄物の処理責任の明確化や排出抑制、事業場外保管場所届出制度の創設、罰則の強化など、廃棄物処理業者側に関する事項では産業廃棄物処理困難通知、廃棄物処理施設に係る定期検査の創設や維持管理の整備、優良産廃処理業者認定制度の創設、産業廃棄物収集運搬業許可業務の県への一元化などでございます。本市におきましては、排出事業者への法改正の周知徹底や、事業場外保管場所の把握などに積極的に取り組んでおります。

また、岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案につきましては、前号の行政ニュース「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案に係る取り組み」で記載しましたように、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づき策定しました「特定支障除去等事業実施計画」に従って、平成24年度の完了を目指し、順調に支障除去等事業を進めております。

更に、事業場等の監視・指導につきましては、不法投棄事案を契機に配置しました産廃Gメンにより、事業場への立入検査やパトロール等を強化しており、不適正処理の防止や廃棄物の保管状況の改善などに一定の効果を發揮しております。今後も排出事業者の処理責任について、積極的に監視・指導を実施し、産業廃棄物の適正処理を進めてまいります。

本年は「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」が開催され、本市を始め県内各地で競技が実施されます。産業廃棄物の処理業者及び排出事業者で構成されている貴協会におかれましては、全国から本市を訪れる皆様が満足していただける環境づくりを目指し、ともにご尽力いただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の今後益々のご発展と会員皆様のご多幸とご健勝を心より祈願いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

# 岐阜県リサイクル認定製品認定制度について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

岐阜県では、平成9年に全国に先駆けて「岐阜県廃棄物リサイクル製品利用推進要綱」を制定し、リサイクル製品の認定制度を創設しました。その後、「岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例」制定し、平成23年12月末現在、65社171製品を認定しています。

ここでは、認定制度創設の目的や認定要件等をご紹介します。

### ○制度の目的

資源の循環的な利用及び廃棄物の減量の促進に資するリサイクル製品を「岐阜県リサイクル認定製品」として認定し、その利用促進を図ります。

### ○制度の概要

県内で排出される循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)を使用し、県内で製造され、認定要件を満たしているリサイクル製品を岐阜県リサイクル認定製品として認定。認定製品は県事業で優先的に使用するとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進のため、市町村、事業者等にも利用を呼びかけ、その拡大を図っています。

### ○認定要件

- 1 県内で販売されているもの又は6ヶ月以内に県内で販売される見込みがあるもの
- 2 県内の事業場で生産されたものであること
- 3 原材料となる循環資源が主に県内で発生したものであること
- 4 生活環境の保全のための措置がなされた事業場で製造されたものであること
- 5 特別管理(一般・産業)廃棄物を原材料として使用していないこと
- 6 環境基本法の規定による土壤の汚染に係る環境基準に適合すること(別表1)
- 7 品質基準: JISやJAS又はそれに準じた規格基準に適合するもの
- 8 原材料に占める循環資源の割合が、品目ごとに定める基準を満たすもの(別表2)

### ○認定対象品目(分野)

- ・別表1、2に掲げる、再生土木資材・廃プラスチック再生品・緑化基盤材等18品目

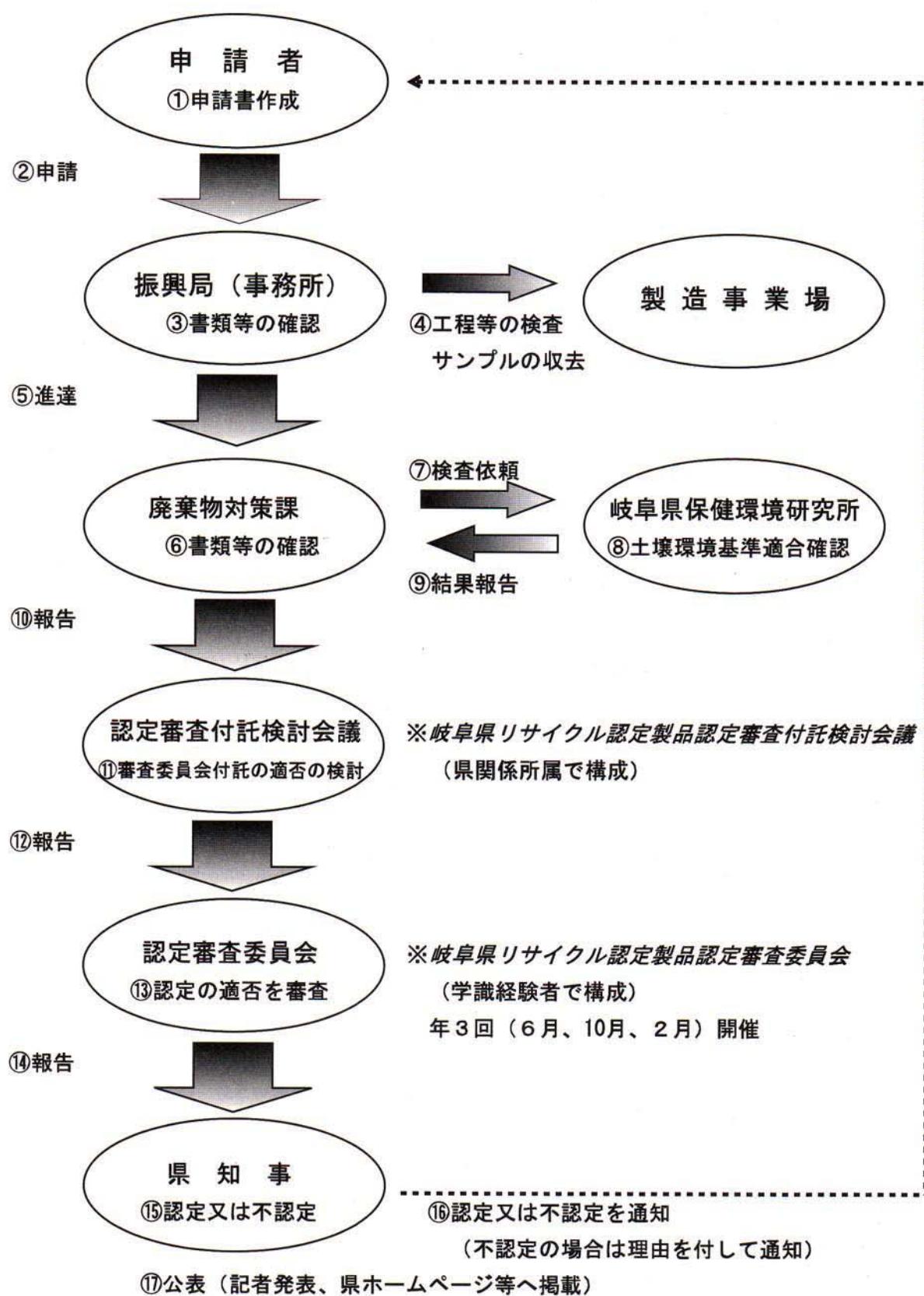
### ○認定期間

- ・認定の日から起算して、3年間

### ○認定審査

- ・学識経験者等からなる「岐阜県リサイクル認定製品認定審査委員会」で審査
- ・環境汚染に関する安全性確認のため、製造工程の検査及び溶出試験を実施

## 岐阜県リサイクル認定製品認定申請にかかるフロー図



## 行政ニュース

環境基本法の規定による土壤の汚染に係る環境基準

(別表1)

| 品目                               | 項目                 |
|----------------------------------|--------------------|
| 1 古紙100パーセントトイレットペーパー            | 重金属等               |
| 2 廃木材再生品                         | 重金属等、農薬等           |
| 3 廃プラスチック再生品                     | 重金属等               |
| 4 再生パルプ使用印刷・OA用紙                 | 重金属等               |
| 5 再生パルプ使用一般事務用品                  | 重金属等               |
| 6 廃木材等を使用したボード                   | 重金属等、農薬等           |
| 7 廃材を使用したタイル・ブロック・レンガ            | 重金属等               |
| 8 間伐材・小径材を使用した木製品                | 重金属等               |
| 9 再生土木資材                         | 重金属等               |
| 10 汚泥活用土壤改良材                     | 揮発性有機化合物類、重金属等、農薬等 |
| 11 廃棄物を使用したセメント                  | 重金属等               |
| 12 再生パルプ使用製品                     | 重金属等               |
| 13 廃瓦を使用した瓦                      | 重金属等               |
| 14 廃ペットボトルを使用した再生品               | 重金属等               |
| 15 緑化基盤材                         | 重金属等、農薬等           |
| 16 再生陶磁器製品                       | 重金属等               |
| 17 廃棄物を使用した炭化材                   | 揮発性有機化合物類、重金属等、農薬等 |
| 18 廃石膏 <small>こう</small> を使用した製品 | 揮発性有機化合物類、重金属等、農薬等 |

### 備考

- 「重金属等」とは、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、セレン、ふつ素及びほう素をいう。
- 「農薬等」とは、チウラム、チオベンカルブ、シマジン、有機燐りん及びPCBをいう。
- 「揮発性有機化合物類」とは、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1・3-ジクロロプロパン及びベンゼンをいう。
- 「1 古紙100パーセントトイレットペーパー」については、条例第五条第二項の規定による認定の申請及び条例第八条第二項の規定による試験、検査等の結果の報告を行う場合を除く。
- 「8 間伐材・小径材を使用した木製品」については、物理的加工に限定され、当該リサイクル製品に重金属等が含まれていないことが明らかな場合であって、条例第五条第二項の規定による認定の申請及び条例第八条第二項の規定による試験、検査等の結果の報告を行う場合を除く。

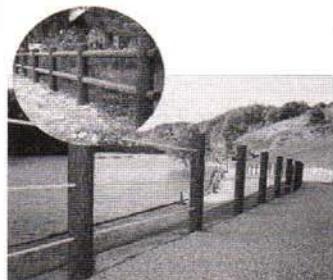
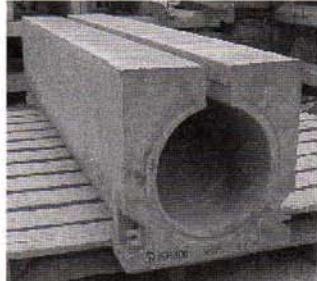
## 品目ごとに定める循環資源使用率

(別表2)

| 品 目                          | 循 環 資 源 の 割 合  |
|------------------------------|--|
| 1 古紙100パーセントトイレットペーパー        | 古紙を100パーセント使用していること。   |
| 2 廃木材再生品                     | 廃木材、廃プラスチック類等の合計で100パーセント使用していること。ただし、「廃木材等を使用したボード」を除く。   |
| 3 廃プラスチック再生品                 | プラスチック原料として、廃プラスチック類を90パーセント以上（食品トレイにあっては80パーセント以上）使用していること。   |
| 4 再生パルプ使用印刷・OA用紙             | 再生パルプを70パーセント以上使用していること。   |
| 5 再生パルプ使用一般事務用品              | 再生パルプを50パーセント以上（封筒類にあっては70パーセント以上）使用していること。  |
| 6 廃木材等を使用したボード               | 廃木材等を90パーセント以上使用していること。  |
| 7 廃材を使用したタイル・ブロック・レンガ        | 建築廃材、廃ゴム、廃プラスチック類、廃ガラス、陶磁器くず又は汚泥を原料として使用する場合にあっては、結合材を除く原料の50パーセント以上を使用していること。<br>焼却灰を原料として使用する場合にあっては、結合材としてセメント、合成樹脂等を用い、常温で成形加工する場合は、結合材を除く原料の20パーセント以上、粘土等を混合し、焼成して製造する場合は、20パーセント以上使用していること。<br>溶融スラグを原料として使用する場合にあっては、結合材を除く原料の10パーセント以上使用していること。                                      |
| 8 間伐材・小径材を使用した木製品            | 主要部材に間伐材又は小径材を80パーセント以上使用していること。   |
| 9 再生土木資材                     | 廃ゴム、廃ガラス又は陶磁器くずを使用した舗装材にあっては、20パーセント以上使用していること。<br>溶融スラグ、廃ガラス、セメントコンクリート再生骨材又は陶磁器くずを使用したコンクリート二次製品にあっては、結合材を除く原料の10パーセント以上使用していること。<br>廃ガラス又は陶磁器くずを使用した再生砂及び再生砂利にあっては、90パーセント以上使用していること。<br>繊維くずを使用したコンクリート二次製品にあっては、容積率が10パーセント以上であること。<br>コンクリートガラを使用したコンクリートブロックにあっては、容積率が30パーセント以上であること。 |
| 10 汚泥活用土壤改良材                 | 下水道汚泥又は上水道汚泥を原料としていること（上水道汚泥を使用したものにあっては上水道汚泥を40パーセント以上使用していること。）。   |
| 11 廃棄物を使用したセメント              | 下水道汚泥又は焼却灰をセメント原料の一部としていること。   |
| 12 再生パルプ使用製品                 | 再生パルプを80パーセント以上使用していること。   |
| 13 廃瓦を使用した瓦                  | 廃瓦を10パーセント以上使用していること。  |
| 14 廃ペットボトルを使用した再生品           | 廃ペットボトルを使用した衣類にあっては、再生ペット樹脂から得られるポリエチレンを50パーセント以上使用していること。<br>廃ペットボトルを使用した衣類以外の製品にあっては、プラスチック原料として、廃ペットボトル及び廃プラスチック類を90パーセント以上使用（ただし、廃ペットボトルを主として含有すること。）していること。   |
| 15 緑化基盤材                     | 汚泥以外の原料を使用した緑化基盤材にあっては、循環資源を50パーセント以上使用していること。<br>汚泥を使用した緑化基盤材にあっては、30パーセント以上使用していること。   |
| 16 再生陶磁器製品                   | 陶磁器くずを20パーセント以上使用していること。   |
| 17 廃棄物を使用した炭化材               | 土壤改良材にあっては、汚泥を90パーセント以上使用していること。<br>調湿吸着シートにあっては、汚泥及びその炭化材を40パーセント以上使用していること。  |
| 18 廃石膏 <sup>こう</sup> を使用した製品 | グランドライン用石膏にあっては、 <sup>こう</sup> 廃石膏を100パーセント使用していること。<br>土壤改良材にあっては、 <sup>こう</sup> 廃石膏を原料としていること。   |

## 行政ニュース

### ○岐阜県リサイクル認定製品の主な品目の紹介

|  |   |   |   |
|--|---|---|---|
| 古紙100%トイレットペーパー                                  |    | 廃プラスチック再生品  |    |
| 使用済みの古紙等を回収後に再び原料パルプとし、それを使って製造されたトイレットペーパー      |   | プラスチック製の廃棄物を適切に分別し、再生資源として、それを使って製造した食品用トレイや駐車場の車輪止め、柵など                      |   |
| 間伐材・小径材を使用した木製品                                  |   | 再生土木資材  |   |
| 建物の材料にするには十分な大きさがない間伐材や小径材などを有効利用して製造した机や椅子、看板など |   | コンクリート製品の原料となる砂利や砂の天然資源の代わりに、陶磁器を細かく破碎したものや、一般廃棄物溶融スラグ 등을骨材として用いたコンクリート二次製品など |   |
| 緑化基盤材  |  | 再生陶磁器製品   |  |
| 工事等で伐採された枝や根などの廃棄物と、家畜の糞尿等を混合し発酵させ製造した法面の緑化材など   |   | 陶磁器の破片等を細かく破碎し、再び陶磁器の原料である粘土として製造した陶磁器製品                                      |   |

認定製品の詳細については、岐阜県リサイクル認定製品認定制度のホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kankyo/haikibutsu-fuhotoki/haikibutsu/3r/nintei/>)

### ○岐阜県リサイクル認定製品の販売状況

・岐阜県リサイクル認定製品販売先別実績 (単位：百万円)

|        | 総額    | 国公共 | 岐阜県 | 他県  | 県内市町村 | 県外  | 民間    |
|--------|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-------|
| 平成19年度 | 6,020 | 134 | 563 | 84  | 292   | 369 | 4,577 |
| 平成20年度 | 6,445 | 287 | 499 | 264 | 388   | 176 | 4,830 |
| 平成21年度 | 5,857 | 202 | 473 | 171 | 387   | 160 | 4,462 |
| 平成22年度 | 5,512 | 88  | 379 | 145 | 290   | 417 | 4,193 |

## ・岐阜県リサイクル認定製品の主な品目の販売実績 (単位:百万円)

|        | 古紙100%トイ<br>レットペーパー | 廃 プラスチ<br>ック再生品 | 間伐材を使<br>用した製品 | 再 生 土 木<br>資 材 | 汚 泥 活 用 土<br>壌 改 良 材 | 緑 化 基 盤<br>材 |
|--------|---------------------|-----------------|----------------|----------------|----------------------|--------------|
| 平成19年度 | 2,267               | 1,988           | 75             | 455            | 253                  | 289          |
| 平成20年度 | 2,246               | 2,286           | 123            | 608            | 236                  | 315          |
| 平成21年度 | 2,232               | 2,114           | 186            | 421            | 292                  | 351          |
| 平成22年度 | 1,736               | 2,404           | 30             | 307            | 236                  | 342          |

## ・平成22年度販売実績上位認定品目

- |     |                 |          |
|-----|-----------------|----------|
| 第1位 | 廃プラスチック再生品      | 2,404百万円 |
| 第2位 | 古紙100%トイレットペーパー | 1,736百万円 |
| 第3位 | 緑化基盤材           | 342百万円   |

## ・平成21年度から平成22年度への販売実績の変動

「廃プラスチック再生品」と「古紙100%トイレットペーパー」の販売実績が特に多い。公共工事減少の影響か再生土木資材の売上げが落ち、緑化基盤材が3位となった。リサイクル認定製品全体の販売実績が減少。また、岐阜県への販売も減少している。

## ○岐阜県リサイクル認定製品の利用促進を図るために行っていること

- ・岐阜県リサイクル認定製品について周知を図るため、各種展示会等への出展を行っています。
- ・県の公共工事に係る共通仕様書等に岐阜県リサイクル認定製品の利用促進を明記し、可能な限りの利用に努めています。
- ・各市町村に対しても岐阜県リサイクル認定製品についてPRに努め、その積極的な利用を依頼しています。
- ・認定製品に限らず、リサイクル製品などの環境配慮商品の購入・利用を進めるグリーン購入について、県内の取組みが拡大するよう情報発信に努めています。

岐阜県リサイクル認定製品認定制度がスタートした平成9年から15年間が経過し、その間、リサイクル製品の市場は大きく進歩してきました。

リサイクル技術の発展から、数年前までは廃棄物として処分されていたものが、現在では貴重な循環資源として流通し、多くの製品の原材料に使用できるようになりました。

反面、廃棄物として適正に処分されなければならないものを、リサイクル原料・資材と装って、不適正に処理されるケースも目立ってきました。リサイクルを装った廃棄物の不適正処理については、廃棄物該当性についても十分に検討したうえで、今後も厳正に対処していきます。

## お問い合わせ先

〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1 岐阜県環境生活部廃棄物対策課

TEL:058-272-8214 e-mail:c11225@pref.gifu.lg.jp

# 微量ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の整備状況について

岐阜市環境事業部産業廃棄物指導課

## 1 微量ポリ塩化ビフェニル廃棄物とは

電気機器や OF ケーブル等(以下「電気機器等」という。)で、ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)を含む廃棄物(以下「PCB 廃棄物」という。)は、その濃度により高濃度 PCB 廃棄物、微量 PCB 廃棄物、PCB 非該当廃棄物に分類され、それぞれ処理方法が異なります(詳細は表 1 を参照)。高濃度 PCB 廃棄物と微量 PCB 廃棄物については、毎年度その保管及び処分状況の届出を都道府県知事や政令市長(以下「都道府県知事等」という。)に提出する必要があります。また、PCB 濃度が $0.5\text{mg/kg}$ 以下の場合は、PCB 非該当廃棄物として取り扱うことができます。

このうち微量 PCB 廃棄物とは、絶縁油に PCB を使用していないとする電気機器等の中で、濃度が $0.5\text{mg/kg}$ を超える PCB(大部分が数 $\text{mg/kg}$ ~数十 $\text{mg/kg}$ 程度)に汚染された絶縁油を含むもの(平成14年にその存在が判明)で、廃棄物になったものを指します。微量 PCB 廃棄物は形状から微量 PCB 汚染廃油(微量の PCB によって汚染された廃絶縁油等)、微量 PCB 汚染物(新油使用柱上トランス、OF ケーブル、微量 PCB 汚染廃油をふき取ったウエスなど、PCB 汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入された廃棄物)、微量 PCB 処理物(微量 PCB 汚染廃油、微量 PCB 汚染物を処分するために処理したもの)、の 3 種類に細分されます。

微量 PCB 廃棄物は、高圧トランス等の高濃度 PCB 廃棄物を処理している日本環境安全事業(株)(以下、「JESCO」という。)の処理対象ではないため、処理施設の整備が課題となっていましたが、本稿で、微量 PCB 廃棄物の処理施設に関する情報を整理しましたので、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理に向けて理解を深めるための参考にしてください。

## 2 微量 PCB 廃棄物の処理施設整備の方針

環境省では平成19年 4 月、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に「微量 PCB 混入廃重電機器の処理に関する専門委員会」を設置し、微量 PCB 廃棄物の処理に係る処分方法、収集運搬方法及び測定法等を中心に検討を進め、平成21年 3 月に「微量 PCB 汚染電気機器等の処理方策について」をとりまとめて報告しました。

この報告を踏まえ、微量 PCB 廃棄物の処理体制の整備を図るため、『ぎふ環境保全』 VOL.81(平成22年 1 月15日発行)の行政ニュース「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」にもありますとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第15条の 4 の 4 に基づく無害化処理認定に微量 PCB 廃棄物が追加されました(平成21年11月10日付け環廃産発第091110002号通知)。

これにより、都道府県知事等の許可による特別管理産業廃棄物処理施設に加え、環境大臣から

表1 PCBに汚染された機器の濃度による分類と処理方法

| 【高濃度のPCBを使用した電気機器】   |  |
|--|--|
| PCBが絶縁油として使用された電気機器で、絶縁油中のPCBの濃度は高濃度です。<br>一般的にコンデンサについてはPCB濃度概ね100%、トランスについては概ね60%前後です。   | 現在 <u>JESCO</u> で処理を行っていますのでJESCOへの登録をお願いします。                  |
| ※判別方法の詳細はメーカー判別表をご覧ください。<br>※JESCOでは現在50%以上の濃度の電気機器について処理を進めております。分析の結果、およそ50%未満の濃度であることが判明した電気機器について登録をお断りしておりましたが平成22年1月より登録の受付を開始しております(微量PCB汚染廃電気機器は登録できません)。なお、これらの機器につきましては処理方法の検討が必要ですので、当面保管の継続をお願いします。                          |  |
| 【微量PCB汚染廃電気機器】   |  |
| PCBを使用していないとする電気機器であって、PCB濃度0.5mg/kgを超える微量のPCBによって(非意図的に)汚染された絶縁油を含むものが廃棄物となったものを指します。<br>微量のPCBに汚染された電気機器等の大部分が数mg/kg~数十mg/kg程度(約99%が100mg/kg以下)であると推計されています。<br>微量PCB汚染廃電気機器等もPCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条に基づき、都道府県等に保管状況等を届け出る必要があります。 | JESCOでは処理を行っておりません。<br><u>JESCO以外の認定を受けた施設</u> により処理が進められています。 |
| * PCBが使用された電気機器の絶縁油を入れ替えたことによりPCB濃度が低くなったものは微量PCB汚染廃電気機器等に該当しません。<br>高濃度のPCBを使用した電気機器として、JESCOで処理をお受けします。  |  |
| 【PCB濃度が0.5mg/kg以下の電気機器】  |  |
| 機器に封入された絶縁油中のPCB濃度が処理の目標基準である0.5mg/kg以下の電気機器   | PCB廃棄物には該当しません。  |
| ※ PCB以外の含有物によっては特別管理産業廃棄物としての処理が必要になる場合がありますので、管轄の都道府県・政令市等の産業廃棄物担当課に必ずご確認ください。  |  |

出典：JESCOホームページ「PCBに汚染された機器の分類と処理方法」（一部加筆）

認定を受けた無害化処理業者(以下「無害化処理認定業者」という。)による微量PCB廃棄物の処理施設も設置できる様になった事から、平成22年6月以降順次対象となる施設が増えています。

### 3 微量PCB廃棄物処理施設の推移

前章で述べました無害化処理認定業者(表2)につきましては、平成22年6月に全国で初めて(財)愛媛県廃棄物処理センター(愛媛県新居浜市)が、同年12月には光和精鉱(株)(福岡県北九州市)がそれぞれ大臣認定を受けました。平成23年に入ると2月に(株)クレハ環境(福島県いわき市)、6月に東京臨海リサイクルパワー(株)(東京都江東区)、11月にエコシステム秋田(株)(秋田県大館市)の3事業者が新たに大臣認定を受けました。

また平成23年8月には、エコシステム山陽(株)(岡山県久米郡美咲町)が、全国で初めて微量PCB廃棄物の特別管理産業廃棄物処理施設の設置許可を岡山県知事から受け、10月には特別管理産業廃棄物処分業許可を取得しました(表3)。

平成23年11月末時点では、全国6施設で微量PCB廃棄物の無害化処理を行っています。微量PCB廃棄物の処理施設は、今後、平成17年度以降にPCBの焼却実証試験等を実施している産業廃棄物処理施設等を中心に増えていくと考えられますので、関連情報にご配意され、微量PCB廃棄物の適正処理にご活用ください。

なお各施設で処理できる微量PCB廃棄物の種類については、表2及び表3をご参照ください。

### 【参考資料】

財団法人日本産業廃棄物処理振興センター『平成23年度PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会テキスト』

「微量PCB廃棄物処理の最新動向」社団法人全国産業廃棄物連合会『INDUST』2010年7月号(通巻273号)

環境省ホームページ「廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設について」

(<http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>)

JESCOホームページ「PCBに汚染された機器の分類と処理方法」

(<http://www.jesconet.co.jp/customer/pdf/bunrui-shorihouhou.pdf>)

表2 廃棄物処理法第15条の4の4第1項に基づき無害化処理認定を受けた者（平成23年11月現在）

| 事業者名<br>(問い合わせ先)                  | 設置場所        | 処理の方法                                     | 廃棄物の種類 <sup>1</sup> |              |              |               |                   | 認定年月             |
|-----------------------------------|-------------|---|---------------------|--------------|--------------|---------------|-------------------|------------------|
|                                   |             |   | 絶縁油                 | ドラム缶・ペール缶    | トランス         | コンデンサ         | その他機器             |                  |
| (財)愛媛県廃棄物処理センタ<br>ー(089-941-2111) | 愛媛県<br>新居浜市 | 焼却(ロータリーキルン式焼<br>却融)                      | ○                   |              |              | ○<br>(20kg以下) |                   | ○<br>平成22年<br>6月 |
| 光和特鉱(株)<br>(093-872-2100)         | 福岡県<br>北九州市 | 焼却(ロータリーキルン式焼<br>却炉及び固定床炉(二次燃焼<br>炉を含む。)) | ○                   | ○<br>(1トン以下) | ○<br>(1トン以下) | ○<br>(1トン以下)  | ○<br>平成22年<br>12月 |                  |
| (株)クレハ環境<br>(0246-63-1231)        | 福島県<br>いわき市 | 焼却(ロータリーキルン式焼<br>却炉)                      | ○                   |              |              |               |                   | 平成23年<br>2月      |
| 東京臨海リサイクルパワー<br>(株)(03-6327-3190) | 東京都<br>江東区  | 焼却(流動床ガス化溶融炉方<br>式)                       | ○                   |              |              |               |                   | 平成23年<br>6月      |
| エコシステム秋田(株)<br>(0186-46-1436)     | 秋田県<br>大館市  | 焼却(ロータリーキルン式焼<br>却炉)                      | ○                   |              |              |               |                   | 平成23年<br>11月     |

\*1 いづれも微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油に係るものに限る。 \*2 リアクトル・変成器、アブソーバ

表3 廃棄物処理法に基づき、微量PCB汚染廃電気機器等の処分業に係る都道府県知事等の許可を受けた者（平成23年11月現在）

| 事業者名<br>(問い合わせ先)   | 設置場所              | 処理の方法           | 廃棄物の種類 |                       |      |                                      |                       | 許可した<br>年月                            |
|--|-------------------|-----------------|--------|-----------------------|------|--------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------|
|  |                   |                 | 絶縁油    | ドラム缶・<br>ペール缶         | トランス | コンデンサ                                | その他<br>機器             |                                       |
| エコシステム山陽(株)<br>エコシステムジャパン(株)<br>PCB営業推進部<br>(西部)0868-62-1341<br>(本社)03-6847-7013 | 岡山県<br>久米郡<br>美咲町 | 焼却(台車式連続方<br>式) |        | ○<br>○ <sup>1*2</sup> |      | ○ <sup>1*2</sup><br>○ <sup>1*2</sup> | ○<br>○ <sup>1*2</sup> | 岡山県<br>施設は平<br>成23年8<br>月、処分業<br>は10月 |

\*1 重量、サイズに制限あり。 \*2 抜油済のものに限る

# 環境配慮事業所（E工場）の取り組みについて

岐阜振興局環境課

岐阜県では、平成23年3月に環境基本計画（第4次）を策定しました。

その基本理念として、「県民総参加による緑豊かな『清流の国ぎふ』づくり」を掲げ、この理念のもとで「人と自然が共生する豊かで美しい岐阜県」、「持続的発展が可能な岐阜県」を基本目標に掲げ、各種施策に取り組んでいるところです。

快適な生活環境の形成の上で、行政サイドの取り組みのみならず、県民の方々、事業者の皆さんとの自主的、積極的な取り組みが不可欠です。

中でも、事業者の皆さんには、公害防止、化学物質の適正管理、廃棄物・リサイクル対策、地球環境保全、緑化推進などの点で、法的規制による義務的な取り組みだけでなく、一歩進んだ自主的な取り組みを推進していただくことで、地域社会の一員として、地域住民の方々と一緒にした環境保全活動を進めることができます。

そういう事事業者の方々の自主的な取り組みを促進するために、県では「岐阜県環境配慮事業所（E工場）」の制度を設け、こうした事業者を登録し、広く県民の方々にお知らせしているところですが、今回は、この中でも、地域住民とのコミュニケーションを積極的にとりながら、自主的な環境保全活動を進めている「エーザイ川島工園」についてレポートします。

エーザイ川島工園は、昭和41年3月に開所し、医療用医薬品の製造、研究開発を行っています。当初から敷地内の緑化を進めておられ、現在、敷地約47,000m<sup>2</sup>の中に約40,000本の樹木が育成されている緑豊かな工場です。

緑化の取り組みと併せて、化学物質の適正管理、廃棄物発生量の削減、二酸化炭素排出量の削

減にも積極的に取り組んでいらっしゃいます。

これらの取り組みを地域の住民の方々に積極的に公開する目的で、平成20年度から「地区懇談会」を開催しており、去る12月9日に「第4回地区懇談会」が開催されました。

地元の自治会関係者8名、行政関係者4名の参加のもと、川島工園の環境への取り組みについて説明を受けた後、製造施設、環境施設の視察が行われました。

環境への配慮に関する具体的な取り組み



川島工園全景

として、工場からの排水については、国の環境基準の1／10の値を自主基準値として厳正に管理していることや、排水でメダカを飼育し、その動きで排水の汚れ具合をチェックしています。また、製造過程で発生する包装材のポリプロピレン残材や排水処理後の汚泥などの廃棄物は、園内のリサイクルセンターに集約されて、ほぼ100%リサイクルされています。

二酸化炭素排出量の削減については、ガスタービンコジェネレーションシステムにより工園内で使用する電力及び蒸気エネルギーの60%以上を貯い、効率的なエネルギー活用を図っています。また、工園内で伐採した間伐材で園内庭園のベンチやテーブルを製作するなど、広範な取り組みが行われています。



排水処理施設



懇談会の様子



ガスタービン コジェネレーションシステム

参加された自治会関係者からは、これらの取り組みに対する賞賛の声が多く聞かれるとともに、今後とも、環境配慮への取り組みも含めた総合的な地域振興について、更なる相互連携を進めていけるよう協力をお願いしたい旨の意見が出されました。

環境問題のみならず、最近では、社会を取り巻くリスクに関する正確な情報を、行政、企業、住民などの直接・間接的な利害関係者間で共有し、相互に意思疎通を図るリスクコミュニケーションの重要性が注目されていますが、川島工園の取り組みは、その点で先進的であるとともに、このような取り組みを継続していただくことが、地域社会の一員として、住民の方々と一体となった地域づくりにつながっていくものと考えます。

## わがまちの環境保全と対策



「将来世代につなぐ  
環境文化都市・可児の実現を目指して」

可児市長 富田成輝

社団法人岐阜県産業環境保全協会並びに会員の皆様には、日頃より生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理に格別のご支援とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市は、愛知県に隣接した岐阜県南部に位置し、平成17年の兼山町との合併を経て、今では、人口約101,500人、面積は87.6km<sup>2</sup>を有しています。周囲は美濃加茂市、坂祝町、八百津町、御嵩町、土岐市、多治見市、犬山市に囲まれ、西部には標高313.5mの鳩吹山、北部には日本ラインで有名な木曽川、中心部には可児川や久々利川が流れ、市域全体に丘陵地やため池、そして田園地帯が多く残る緑豊かな地域であります。

さて、今日の環境問題については、ごみ減量化、再資源化、省エネ対策などの身近な対策が、地球温暖化対策、生物多様性の保全などといった地球的規模の取組みに直結していくことが認識されるようになり、全国各地で盛んに議論されるようになりました。加えて、東日本大震災に端を発した原子力発電に頼らないエネルギー創出の必要性など、誰もが他人事として目を逸らすことができない状況に置かれているのではないでどうか。

本市では、これまでに市民や事業者を巻き込んでのボカシによる生ごみ堆肥化の推進やレジ袋削減運動等を展開してきましたが、平成21年度からは市民リサイクルステーション（エコドーム）の開催日数、回収品目を増やしてのリサイクルの拡充や、学校給食残渣を堆肥化して学校花壇で利用する事業等の独自の取り組みを加え、ごみの減量化を推進してきました。

折しも、平成23年3月に、目指すべき環境像を『将来世代につなぐ環境文化都市・可児』として『可児市環境基本計画』を改定し、この中で「市民一人ひとりが環境を正しく知り、考え、行動を重ねていく中で、環境と共生したライフスタイルが日常生活の中に溶け込み、やがてそれが当たり前となる市民生活」の創造を目指しております。また、重点環境プロジェクトの一つとして、リユースやリサイクル以上にエネルギー資源の節約に効果的であるリフューズ（ごみになるものを断る、買わない）やリデュース（ごみを減らす、排出抑制）を推進する「2R」運動を掲げ、地球温暖化対策の一環として事業を進めていきます。

長引く不況により全国的に厳しい財政状況の中、本市も例外ではなく、限られた財源の中で環境問題を克服し、『将来世代につなぐ環境文化都市・可児』を実現していくためには、市民、事業者、市が協力して総合的かつ計画的に取り組んでいくことが求められるのではないかと考えます。

今後とも、貴協会のご協力をよろしくお願い申し上げますとともに、末筆ながら、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

## 廃棄物を考える(その2)

—もう「臭いものにフタ」は厳禁!!—

(株)共立総合研究所

名古屋オフィス 河村宏明

大垣共立銀行の系列会社である(株)共立総合研究所が発行しているレポート(平成23年7月25日号)において、廃棄物について体系的に解説した、同社の主任研究員である河村宏明氏のレポートが掲載されており、この前半部分について前号(88号)で掲載しております。今号では残りの部分「6 不法投棄」「7 廃棄物処理における問題点と今後の対応」「8 おわりに」を掲載させて頂きます。

### 6 不法投棄

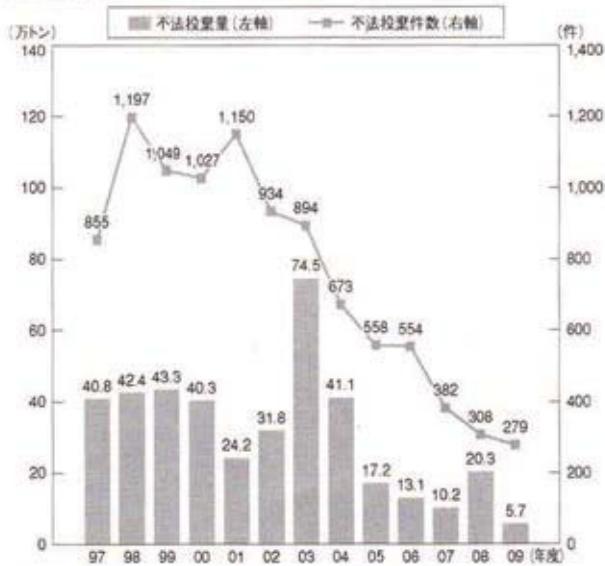
#### (1)不法投棄の実態

大半の廃棄物は法律の下で適正に処理されているものの、残念ながら不法投棄される廃棄物も一部にはある。産業廃棄物における不法投棄件数、不法投棄量を見てみると(図表15)、規制強化や行政の取締り強化などを背景に件数、量ともに減少傾向にある。しかし、これは確実に不法投棄と判断された事案での数字であり、実際には未確認の事案や不法投棄と確認できない事案がある可能性もあることに注意が必要であろう。なお、2003年度、

2004年度、2008年度は前後の年と比べて不法投棄量が多くなっているが、これは大規模案件として、2003年度には岐阜市事案分が56.7万トン、2004年度は沼津市事案分が20.4万トン、2008年度には桑名市多度町事案分が5.8万トン計上されていることによる。また、埋戻用資材として販売されていたフェロシルト事案分<sup>(注4)</sup>、不法軽油を密造する際に発生する硫酸ピッチ事案分<sup>(注5)</sup>についてはここでは計上されておらず、別途とりまとめられている。

次に、2009年度における不法投棄の実行者を見ると(図表16)、不法投棄件数、不法投棄量ともに排出事業者がほぼ半分を占めている。不法投棄と言うと産廃業者によるものと思いつがちだが、実際には廃棄物を排出している事業者による不法投棄が多い。また、排出者責任ということを考えると、産廃業者による不法投棄であっても、その排出事業者にも

図表15 産業廃棄物の不法投棄件数、投棄量の推移



出所:環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成21年度)について」

図表16 不法投棄実行者の内訳(新規判明事案、2009年度)

| 実行者   | 投棄件数(件) | 投棄量(t) |
|-------|---------|--------|
| 排出事業者 | 150     | 24,780 |
| 無許可業者 | 18      | 3,301  |
| 許可業者  | 12      | 2,523  |
| その他   | 6       | 300    |
| 複数    | 22      | 12,658 |
| 不明    | 71      | 13,711 |
| 合計    | 279     | 57,274 |

出所:環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成21年度)について」

図表17 廃棄物種類別不法投棄件数、不法投棄量(2009年度)

| 不法投棄件数 |                |       |       |
|--------|----------------|-------|-------|
|        | 廃棄物の種類         | 件数(件) | 割合(%) |
| 建設系    | がれき類           | 103   | 36.9  |
|        | 建設混合廃棄物        | 51    | 18.3  |
|        | 木くず(建設系)       | 31    | 11.1  |
|        | 廃プラスチック類(建設系)  | 6     | 2.2   |
|        | 汚泥(建設系)        | 1     | 0.4   |
| 建設系以外  | 金属くず           | 14    | 5.0   |
|        | 廃プラスチック類(その他)  | 8     | 2.9   |
|        | ガラス・陶磁器くず      | 8     | 2.9   |
|        | 燃え殻            | 8     | 2.9   |
|        | 木くず(その他)       | 7     | 2.5   |
|        | 廃プラスチック類(農業系)  | 7     | 2.5   |
|        | 動植物性残さ         | 7     | 2.5   |
|        | 廃プラスチック類(廃タイヤ) | 6     | 2.2   |
|        | 動物のふん尿         | 5     | 1.8   |
|        | 汚泥(その他)        | 4     | 1.4   |
|        | 鉛さい            | 4     | 1.4   |
|        | 廃油             | 3     | 1.1   |
|        | その他            | 6     | 2.2   |
|        | 合計             | 279   | 100.0 |

| 不法投棄量 |                |        |       |
|-------|----------------|--------|-------|
|       | 廃棄物の種類         | 投棄量(t) | 割合(%) |
| 建設系   | 建設混合廃棄物        | 14,123 | 24.7  |
|       | がれき類           | 13,181 | 23.0  |
|       | 汚泥(建設系)        | 9,222  | 16.1  |
|       | 木くず(建設系)       | 5,011  | 8.7   |
|       | 廃プラスチック類(建設系)  | 284    | 0.5   |
| 建設系以外 | 鉛さい            | 2,657  | 4.6   |
|       | 動物のふん尿         | 2,619  | 4.6   |
|       | 動植物性残さ         | 2,453  | 4.3   |
|       | 燃え殻            | 2,411  | 4.2   |
|       | 汚泥(その他)        | 1,082  | 1.9   |
|       | ガラス・陶磁器くず      | 1,031  | 1.8   |
|       | 金属くず           | 784    | 1.4   |
|       | 木くず(その他)       | 719    | 1.3   |
|       | 廃プラスチック類(廃タイヤ) | 525    | 0.9   |
|       | 廃プラスチック類(その他)  | 367    | 0.6   |
|       | その他            | 805    | 1.4   |
|       | 合計             | 57,274 | 100.0 |

出所:環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成21年度)について」

責任があると言える。

不法投棄を廃棄物種類別で見てみると(図表17)、不法投棄件数、投棄量ともに建設系廃棄物が約70%を占めている。この要因とし

ては、建設系廃棄物は主に解体工事で発生するが、その廃材などの状態が悪いこと、柱材やがれきなど様々な廃棄物が入り混じって排出されるため、分別の手間や費用を惜しんで行われるということなどが挙げられる。

## (2)大規模不法投棄事案

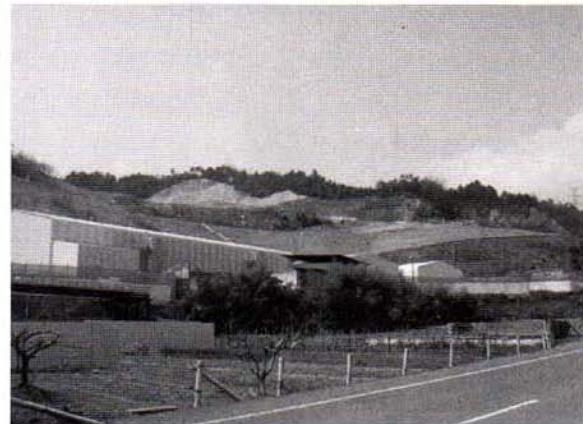
以下では、大規模不法投棄が行われた岐阜市、香川県豊島の事案を見ながら、いかに不法投棄が環境などに影響を与えるかをレポートする。

### A.岐阜市事案

#### a.経緯

不法投棄行為者である(株)善商は、1987年に岐阜市北部においてコンクリート廃材を破碎する中間処理業の許可を得て事業を開始、翌1988年には、産業廃棄物の収集運搬及び処分業(木くずの焼却)の許可を得て事業を拡大した。なお、コンクリート廃材は破碎した後、再生碎石を活用した路盤材として販売していた。

不法投棄は1990年頃から行われていたと見られている。1990年以降、住民から堆積物を積み上げていることや野焼きに対する苦情があつたことなどを背景に、岐阜市は何度も行政指導や現場の立入りを行っていた。また、現場奥の保安林などに堆積物を積み上げていたことで、1990年には県から復旧命令が出された。しかし、同社は指導に従う部分もあつたこと、また廃棄物の上を土で覆って整地していたことにより、廃棄物そのものも見えに



不法投棄現場写真(筆者撮影)

**図表18 埋設された廃棄物の割合**  
(埋設投棄量約753,000m<sup>3</sup>の体積比)

| 廃棄物   |          | 量(万m <sup>3</sup> ) | 割合(%) |
|-------|----------|---------------------|-------|
| 可燃物   | 木くず      | 22.8                | 30.3  |
|       | 紙        | 3.0                 | 4.0   |
|       | 布        | 4.7                 | 6.2   |
|       | プラスチック類  | 10.6                | 14.1  |
|       | 計        | 41.1                | 54.6  |
| 不燃物   | ガラス類     | 0.2                 | 0.3   |
|       | 金属       | 1.0                 | 1.3   |
|       | 陶磁器・石等   | 7.2                 | 9.6   |
|       | コンクリートがら | 14.8                | 19.6  |
|       | 計        | 23.2                | 30.8  |
| 土砂    | 廃棄物混入土砂  | 11.0                | 14.6  |
| 廃棄物合計 |          | 75.3                | 100.0 |

出所:岐阜市「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画」

くい状態であったことなどから適正な行政権を行使できずにいた。その間、特に2000年以降急激に不法投棄を拡大していったが、2004年に岐阜県警の強制捜査により大規模不法投棄事案として発覚した。

### b. 不法投棄の規模等

事案発覚後、廃棄物の内容や性状、周辺環境への影響の有無を調査したところ、埋設量は全体で約124.8万m<sup>3</sup>、そのうち廃棄物量は約75.3万m<sup>3</sup>にも及ぶことが判明した。なお、埋設量と廃棄物量の差は覆われていた土砂の量である。埋設された廃棄物の割合を見てみると(図表18)、可燃物が約54.6%、不燃物が約30.8%、土砂が約14.6%で、可燃物の中では木くず、プラスチック類が多く、不燃物ではコンクリートがらが多かった。なお、周辺環境への影響については、これまでの調査の中では周辺の環境汚染が疑われるようなデータは確認されておらず、また、有害産業廃棄物も確認されていない。

### c. 撤去状況等

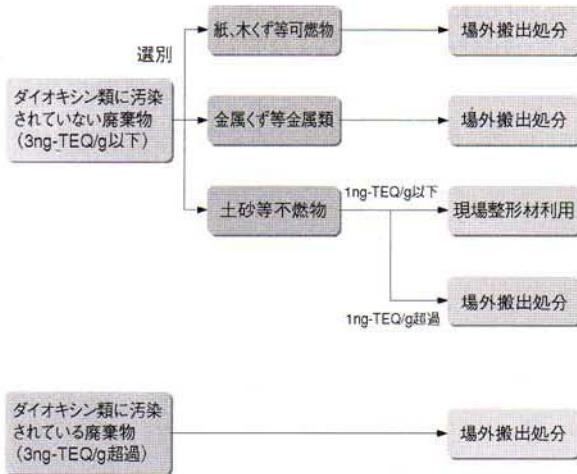
2005年、岐阜市は不法投棄行為者である(株)善商及びその役員等と収集運搬業者であるニッカン(株)及び役員等に対し、現存する廃棄物の撤去を命じる措置命令を出したものの、これらの個人及び法人は収監されたり破産し

たりしていたため、措置命令を履行できる見込みはなかった。それに加え、市の調査において廃棄物層内部の燃焼と共に伴う高濃度のダイオキシン類の生成が確認されたことから、速やかな措置を行う必要が認められた。

このようなことを背景に、「特定廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」による特定支障除去等事業として行政代執行による対策工事を行うこととし、実施計画を策定した。その事業費は約99億円、期間は2012年度末までである。なお、事業費については国の支援を受けるとともに、善商に廃棄物を持ち込んだ排出事業者等からの拠出金も充当することとしている。

対策工事としては、事案発覚後の調査で廃棄物層が高温となっている箇所を中心に、2009年6月から注水消火工事を行った後、2010年1月から掘削選別工事が行われている。処理フローとしては、まずダイオキシン類に汚染されているかどうかを確認した後、掘削を行い、汚染されている廃棄物は直接場外搬出処分される。汚染されていない廃棄物は、現場にて紙、木くず等可燃物、金属くず等金属類、土砂等不燃物に選別され、紙、木くず等可燃物、金属くず等金属類は場外搬出処分される。土砂等不燃物に関しては、再度ダイオキシン類による汚染の確認を行い、基準値以下のものは現場の整形材として利用

**図表19 岐阜市事案の廃棄物処理フロー**



出所:岐阜市「岐阜市北部における産業廃棄物不法投棄事案の経緯と現状」

し、基準値を超過しているものは、場外搬出処分となる(図表19)。なお、場外搬出処分の際には、運搬車輌毎にGPSを利用した廃棄物追跡システムを備え付けて決められた処分場への搬入を確認し、第二の不法投棄防止に努めている。

### d. 原因と再発防止に向けて

このような大規模不法投棄が発生した原因として、岐阜市の監督・指導体制が十分でなかったことが挙げられる。当時、岐阜市の産廃指導室(現 産廃指導課)の職員数はわずか3名だったことから、日常業務に追われ手が回らなかつたことに加え、税務部が年度毎に市内全域の航空写真を撮影していたが、縦割り行政の弊害で他部局が活用できないという状況にあった。そのため、事案発覚後は、担当部局員における危機意識の徹底及び知見の向上、担当部局の組織体制の強化、市の組織全体としての産業廃棄物行政に対する危機意識の徹底などを図り、再発防止への取り組みを進めている。

## B. 香川県事案

### a. 経緯

不法投棄者である豊島総合観光開発株は、従来から何をするかわからないとして豊島住民から警戒されていた会社である。1975年、同社は香川県に有害な産業廃棄物等を取り扱う産業廃棄物処理業の許可申請を提出した。それに対して住民は反対運動を行っていたが、香川県は1978年に汚泥、木くず、家畜のふんの取り扱い及びみみずによる土壌改良剤化処分業に限るとして、産業廃棄物処理業の



摘発時の豊島空撮

写真提供:香川県

許可を行った。しかし、同社は許可を受けていない古タイヤ等を持ち込み野焼きなどの違法行為を行っていた。さらに1983年には金属くず商の許可を受け、シュレッダーダストや廃油、汚泥等の産業廃棄物を大量に搬入して野焼きや埋立てを続けるようになり、それは1990年に兵庫県警が強制捜査を行うまで続けられた。兵庫県警の摘発後、県は同社に対し、産業廃棄物処理業の許可を取り消し、さらに産業廃棄物撤去等の措置命令を行ったが、同社は事実上事業を廃止したため、膨大な産業廃棄物が豊島に残された。その後、1993年に豊島住民が公害紛争処理法に基づく公害調停申請を行い、公害等調整委員会が設置した調停委員会が処理の実態調査を実施した結果、その量は66.8万tと推定された。その中には重金属やダイオキシン等の各種有害物質が相当量含有されており、土壤や地下水が汚染されていることも明らかになった。

1997年には県と豊島住民の間で中間合意が成立したことを受け、県は技術的課題について検討するため豊島廃棄物等処理技術検討委員会を設置、1999年に中間処理の方法を確立した。問題は中間処理施設をどこに建設するかということであったが、近隣の直島町には三菱マテリアル(株)直島製錬所があったため、その敷地内に建設することを直島町に提案、直島町からは①公害がないこと、②町の活性化につながること、③デメリット等に適切に対応すること、④町民の賛同が得られることという4つの条件が提示され、その後住民の意向を確認した上で2000年に受入方針が表明された。

### b. 撤去状況等

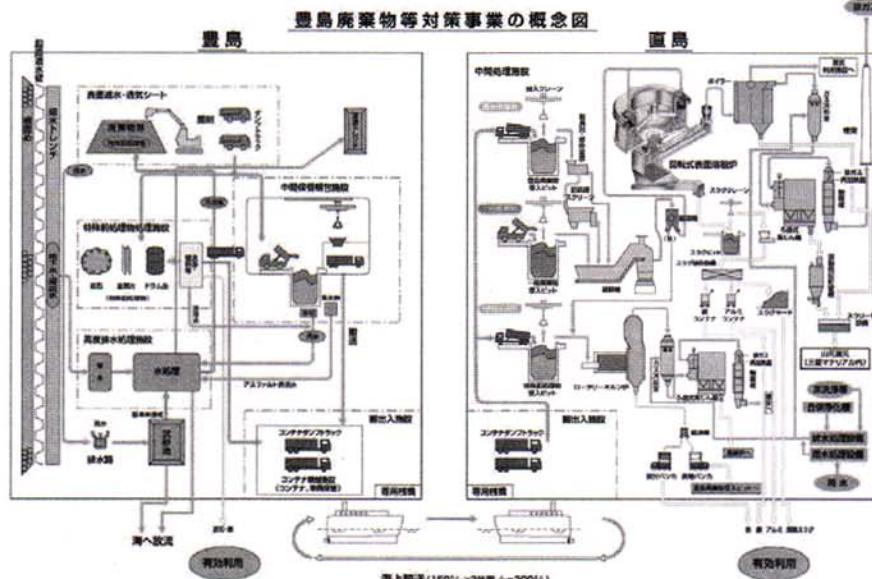
本事案では、豊島で廃棄物等を掘削・運搬、保管した後直島へ海上輸送し、直島の中間処理施設で処理している。中間処理施設等の施設整備費は約207億円、処理費用は約330億円(当初見込みは約280億円)である。なお、前述の岐阜市と違い、本事業は行政代執行ではなく県の直接事業として行われている。

図表20は廃棄物対策事業の概念図であるが、具体的な処理内容としては掘削区域で事前に異常個所を確認し、土砂主体の箇所と

シュレッダーダスト主体の箇所を掘削し山を作る。また、その作業にあわせて一定の大きさ以上の金属等の特殊前処理物の選別、除去を行う。その後、中間処理を効率的に行うため、土砂主体の山に溶融助剤を添加して混合、そこにシュレッダーダスト主体の山を混合して約2日間養生させ、中間保管・梱包施設へと搬入する。ここで一時保管された廃棄物は、コンテナダンプトラックを乗せたフェリー型の専用輸送船で直島へ輸送する。なお、1回の輸送でコンテナダンプトラック18台、約150tを輸送しており、これが1日2往復することにより1日約300t、年間220日程度の運行で約66,000tを輸送している。

豊島から海上輸送された廃棄物等は、直島の中間処理施設で焼却・溶融処理される。ここでは、1,300℃という高温で廃棄物を溶融するため、ダイオキシン類はほぼ完全に分解され、焼却灰・飛灰の他、プラスチック系ごみ、埋立廃棄物、汚染土壌、汚泥、破碎不適物まで処理できる。なお、中間処理に伴って溶融飛灰及び溶融スラグといった副成物が生成されるが、溶融飛灰からは三菱マテリアル(株)直島製錬所の溶融飛灰再資源化施設にて金属が回収されており、また、溶融スラグについては、安全性検査と品質検査を行った後、

図表20 豊島廃棄物等対策事業の概念図



出所:香川県庁HP

県の公共事業に使用するコンクリート用骨材などの土木材料として再利用されている。

#### c. 原因と再発防止に向けて

県は、1978年から1990年にかけて同社に対し118回の立入調査を実施、適正処理や野焼き中止などの行政指導を行っていた。しかし、「シュレッダーダスト等は原料として購入し、この中から有価金属を回収し販売するという廃品回収業を行っている」という同社の主張を受けるにとどまるなど、廃棄物としての認定を誤り、適正な指導、有効な措置を講じることができなかったことが挙げられる。そのため、現在県では廃棄物の不適正処理の防止にかかる体制強化を図り、また、県外産業廃棄物の搬入を原則禁止し、循環的な利用を目的としない県外産業廃棄物は搬入を認めないこととしている。さらに、豊島問題を教訓として、循環型社会形成のため、「環境立県」を目指した積極的な取り組みを進めている。

### 7 廃棄物処理における問題と今後の対応

廃棄物全体に対する不法投棄等の割合は0.1%にも満たず、ほとんどの廃棄物は適正に処理されている。とはいっても、不法投棄がある以上、廃棄物処理等においては数々の問題

点があると考えられる。以下では、その問題点と改善策について記述する。

#### (1) 廃棄物処理法

廃棄物処理法は条文の枝番が多く、また、改正も頻繁に行われるため、非常に難解な法律である。そのため、処理業者はともかく排出事業者が全てを完全に理解して運用することは非常に難しい。それに加え、ごみの適正な処理を目的としているため仕方がない面があるものの、廃棄物処理

法にはごみのリサイクルという視点が欠けており、ともすれば資源循環型社会構築の妨げになる可能性もある。そのようなことを考えると、シンプルかつリサイクルまで考えた抜本的な改正をする必要があるのではないだろうか。

具体的な例を挙げてみよう。前述のように、廃棄物はどこで排出されたかによって扱いが違ってくるため、同じ種類の廃棄物であっても処理フローが違い、非常に非効率であると言える。廃棄物の処理で一番大事なのは、どこから排出されたかではなく、それが有害であるかどうかである。そうであれば、現在のような一般廃棄物、産業廃棄物という分け方ではなく、有害廃棄物、非有害廃棄物という区分に変え、それぞれに適切な処理を示せばよいのではないだろうか。また、リサイクルの観点から言えば、現在都市鉱山が注目され、使用済小型家電回収モデル事業が進められているが、家庭から出る小型家電は年代、量などがばらばらであるため、ある程度ストックすることによって量と品質を確保することが必要となってくる。しかし、現在の法律ではごみを貯めることは認められていない。本当のごみを貯めることについて規制するのは当然であるが、将来資源として活用できるごみのストックは認めてもいいのではないだろうか。

## (2)許可

許可については、廃棄物処理法で定められていることではあるが、重要な問題であるため、別個に取り上げる。

廃棄物を業として取り扱うためには、廃棄物処理業の許可が必要である。その許可は、収集・運搬業、処分業という事業ごとに、また産業廃棄物の場合には廃棄物の分類(20種類)ごとにそれぞれ必要であり、さらに業務を行う場所ごとに都道府県や政令で定められた市からの許可が必要となってくる。このように、非常に細かく、非常に煩雑な制度であることが、前述のようにトラック数台で収集運搬のみを行う零細業者が多いことの要因の一つになっている。

産業廃棄物は、排出量や種類、時期などを定めて排出されるわけではないため、零細業者は小回りが利くというメリットを活かすことは出来る。しかし、同時に零細企業では年々厳しくなる規制に対応することが難しいこと、効率化が難しいことなどの問題点もある。やはり産業として発展していくには、ある程度の規模を持ち、処理フローを効率的に運用できるようにすることが望ましいのではないだろうか。特に、処理フローの中では中間処理がリサイクルの一番の鍵を握っているが、中間処理には大規模な施設が必要なため、資本力とともに住民の理解を得るために信頼力が必要だ。そのためにも大企業化へと進むことが重要ではないだろうか。そしてそれを実現するためには、現在のような許可制ではなく、例えば環境省で一括して管理するなど、より広域で事業をしやすくすることが必要であろう。

## (3)行政の対応

行政の産業廃棄物処理業に対する姿勢は、取り締まりの強化や適正処理の指導などを行うというものである。そこには、産業業者は不法投棄などの問題を起こす可能性があるため、確実に規制をしていくこうという姿勢が垣間見え、産業として振興していくという意識は少ない。しかし、モノを造ったり生活したりしていく上では必ず廃棄物が排出されるし、リサイクルを推進するためには、産業廃棄物処理業者に頼る部分が大きい。そこで、行政は「何も起こさないように徹底して規制する」という姿勢から、「優良産業として育成する」という姿勢へと転換していくことが必要であろう。例えば、工業団地を造成する際、必ず1区画は産業廃棄物処理業者を入居させるようにしてはどうだろうか。そうすれば、その団地で排出される廃棄物はその団地内で処理をすることとなり、コスト低減につながると同時に廃棄物を他所へ持ち出すこともなくなる。また、排出業者と処理業者の情報交換等もしやすくなり、産業廃棄物処理業の発展にもつながると考えられる。

#### (4) 排出者の意識

不法投棄など、廃棄物にまつわる問題が出てくると、大抵は処理業者が悪者扱いをされる。しかし、ごみは排出した事業者が責任を持って処理することとなっており、最終的には処理業者が不法投棄をしたとしても、その責任は排出者にもある。

私たち一般消費者にとってごみは厄介者であり、目の前から無くなれば全て終わり、その処理がどのようになされるかに興味を持つ人はいない。処理コストについても、税金で処理されるため直接的に知ることはない。また、排出事業者も処理フローを正確に把握しているわけではなく、処理コストの適正水準を知っていることも少ない。そのため、排出事業者には処理コストをできるだけ抑えたいという意識があるのではないだろうか。また、一般消費者、事業者ともに廃棄物処理に対する知識不足から、きちんと分別されていない廃棄物をそのまま排出してしまうこともあるようだ。

そのような状況では、ごみという排出者にとって何の価値もない物の処理に対して払う費用やかける労力は出来るだけ少ない方がよいという考えになってしまい、結局適正な処理が出来ず不法投棄を招く結果となってしまう。特に産業廃棄物については短絡的に安いからと言って業者を選ぶと、不法投棄が起きたときに排出者責任が問われる他、除去費用の負担など適正処理以上のコスト等がかかることとなる。

このような事を防ぐためにも、一般消費者も含めた排出者はコストを含めてきちんと廃棄物の処理について知る必要があるし、その上で優良事業者を選ばなければならぬ(注6)。また、適正処理のために排出者がきちんと廃棄物を分別することはもちろん、リサイクルや処理にかかる費用を製品に上乗せすることも考える必要があるだろう。それに加え、現在は排出事業者と処理業者の間での交流は少ないと思われるが、リサイクルしやすい製品やリサイクル動向などについて処理業者から排出事業者へとフィードバックし、それを製品の製造に活かす仕組みが出来れ

ば、低コストでの資源循環も可能になると考えられる。

#### 8 おわりに

廃棄物処理は生活に必要不可欠であるにもかかわらず、廃棄物処理の様々な事情は知られることもなく興味も持たれていないそのような状況であるからこそ、処理費用やフローも知らない不法業者が付け入る隙ができ、結果として不法投棄が行われているという面もある。本稿ではいくつかの問題点等を紹介したが、一番大事なことは、ごみを排出している私たちがきちんと廃棄物とその処理について知ることではないだろうか。そうすれば本当の意味での監視が出来るし、適正な費用も分かる。

資源循環型社会の構築のためには、廃棄物処理業のさらなる発展が必要不可欠である。そのためにも、私たちがごみに关心を持ち、ごみについて知らなければいけないと考える。

(注4) フェロシルトは、2001年から埋戻用資材として約72万トンが販売・使用されたが、その後これらのフェロシルトに製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことが分かり、産廃の不法投棄事案であったことが判明した。不法投棄は、1府3県45ヶ所で確認され、2010年2月15日時点において、そのうち42ヶ所で撤去が完了している。

(注5) 硫酸ピッチとは、不正軽油(A重油と灯油を混和させて軽油として使用・販売する)を密造する際に発生する副産物の一つ。強酸性で強い腐食作用を持つ上、水分と反応すると人体に有害なガスを発生させる。

(注6) 2005年4月1日より産業廃棄物処理業者優良性評価制度が導入され、「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準」に適合した処理業者が産業廃棄物処理事業振興財団のHPで公開されている。なお、この制度では、遵法性、情報公開性、環境保全への取り組みという3つの指標に着目して優良性を判断している。

(2011.5.24) 共立総合研究所

名古屋オフィス 河村 宏明

### 最低賃金改正のお知らせ

厚生労働省 岐阜労働局

最低賃金が下記のように改正されました。(太文字が改正となった部分です。)

| 最低賃金の名称                           | 最低賃金の額                | 効力発生の日      |
|-----------------------------------|-----------------------|-------------|
| 岐阜県最低賃金                           | 時間額 707円              | 平成23年10月1日  |
| 陶磁器・同関連製品、耐火物製造業                  | 時間額 714円<br>日額 5,708円 | 平成10年12月25日 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 時間額 780円              | 平成23年12月21日 |
| 自動車・同附属品製造業                       | 時間額 818円              |             |
| 航空機・同附属品製造業                       | 時間額 868円              |             |

特定（産業別）最低賃金が適用となる場合は、地域別最低賃金は適用されません。

詳しくは、岐阜労働局賃金室（電話：058-245-8104）又は最寄りの労働基準監督署までお尋ねください。

## 〈社)岐阜県産業環境保全協会〉

### ○鈴村兼利副理事長が環境大臣表彰を受賞

鈴村兼利副理事長(平成舗道(有)取締役兼会長)が、平成23年度循環型社会形成推進功労者(産業廃棄物関係事業功労)として、平成23年11月4日(金)に京都市で開催された「第10回産業廃棄物と環境を考える全国大会」で、栄えある環境大臣表彰を受賞されました。

協会では、12月14日に開催した理事会において記念品を贈り、受賞をお祝いしました。



大臣表彰を受ける鈴村副理事長

### ○理事会の開催

平成23年12月14日(水)に、平成23年度第4回理事会を岐阜市内の「ホテルリソル岐阜」で開きました。

粥川理事長が議長となり議事に入り、最初に報告事項として次のことが報告されました。

#### (1) 会議報告

- ・第10回産業廃棄物と環境を考える全国大会 (11月4日開催)
- ・(公社)全国産業廃棄物連合会平成23年度総務委員会 (12月8日開催)

#### (2) 委員会報告

- ・総務委員会

労働安全衛生研修会(11月16日)の開催結果

- ・研修指導委員会  
びわ湖環境ビジネスメッセの視察研修(10月21日)の実施結果
- 産業廃棄物関係法令等研修会(11月8日)の開催結果
- 産業廃棄物処理関係講習会(10月19・20日)の開催結果
- ・広報編集委員会  
第3回委員会(10月27日)の審議結果
- (3) 青年部会報告
  - ・役員会(第7回～第8回)
  - ・三重県産業廃棄物協会青年部会創立10周年記念式典(11月25日)出席報告
- (4) 一般社団法人への移行申請について
  - ・知事あてに提出している一般社団法人への移行申請について、公益認定等審議会から「移行は適切」との答申(11月30日)が出された旨の報告



第4回理事会

続いて、次の議案について審議が行われ、原案どおり可決承認されました。

#### 第1号議案 新しい会員証の作成について

平成24年4月1日付けで、当法人が一般社団法人に移行することに伴い、現在正会員に配布している会員証(壁等に掲示頂い

ているもの)を、新法人に合致した様式に変更することが必要となったことに伴うもので、現行の会員証に表示されている内容を基本的に踏襲することを予定しています。

続いて、その他の事項に入り、出席理事から「協会活動の活性化」についての提案を頂きました。

### ○委員会の開催

平成23年10月27日(木)に、第3回広報編集委員会を開催しました。委員会では、「協会報第89号の編集方針」と「2012年版協会オリジナルカレンダー」について協議を行いました。

### ○労働安全衛生研修会の開催

平成23年11月16日(水)に、岐阜市内の「ホテルグランヴェール岐山」で『リスクアセスメント(危険性又は有害性等の調査)に関する研修会』を中央労働災害防止協会との共催で開催しました。研修会は、講義と4名のグループ毎に討議する演習を交互に実施する方法を行い、受講者の方も積極的に参加する方式の研修会になりました。講師は、昨年もお願いした中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンターの大竹克則氏にお願いしました。



労働安全衛生研修会

受講を終了された55名の方には、「修了証」が授与されました。

### ○びわ湖環境メッセ2011の視察

平成23年10月21日(金)に、滋賀県長浜市の長浜ドームで、「環境と経済の両立」をテーマに開催されていた見本市を、会員32名の参加を得て視察に行ってきました。この視察は、研修指導委員会の所管する事業の「産業廃棄物処理施設等の視察」の一環として実施しているものです。

視察は、当日午前8時30分に、チャーターしたバスで県庁前を出発し、車中で丹羽武研修指導委員長等から今回の視察の趣旨等についての説明を受け、視察会場では参加者が、それぞれが興味のあるブースを見学する方法



それぞれが興味のあるブースを回りました



プレゼンテーションを行っている  
ブースもありました

としました。参加者の多くは、先ず「廃棄物処理・リサイクルゾーン」を見学した後、「環境土木ゾーン」、「水・土壤等の浄化ゾーン」等の見学に回られていきましたが、東日本大震災の影響で電力の供給不安が叫ばれていたことから、「新エネ・省エネゾーン」が広く配置されており、こちらのゾーンで熱心に説明を聞く姿も見られました。

ドームでの視察の後は、古い町並みが保存されている「黒壁スクエア」等を回り、午後5時過ぎ、県庁前等で下車し、解散としました。

#### ○産業廃棄物関係法令等研修会の開催

平成23年11月8日(火)に、岐阜市内のホテルグランヴェール岐山で岐阜県廃棄物対策課の安藤英樹技術課長補佐を講師に迎え、「改正廃棄物法施行後の課題と手続き条例施行後の課題」について説明を受けました。この研修会も研修指導委員会の所管する事業として実施したものであり、丹羽武研修指導委員長か

ら研修会の趣旨について冒頭のあいさつの中で説明がありました。

講師からは、「廃タイヤの広域再生利用指定の廢止に伴う問題」、「廃棄物処理施設にかかる定期検査」、「手続き条例で求められる事業計画書の記載事項、説明会の実施」等の課題について説明を頂き、その後予め提出されていた質問、会場で出された質問等に丁寧に回答頂きました。この講習会には100名の参加がありました。



法令研修会での講義

#### ○重機類の保有状況に関する調査

岐阜県では、東日本大震災の発生を受け、大規模震災時に発生する大量の災害廃棄物の撤去を行うに際し、協力の得られる可能性のある重機類の保有状況を調査しておく必要があるとして、当協会に対しても調査の協力の

依頼がありました。これを受け、協会から会員の皆様に調査票を送付し、回答をお願いしました。回答は全部で207社(保有無しと回答されたところを含む。)からあり、その集計結果は次のとおりでした。

(単位 台)

|                   |                      |     |
|-------------------|----------------------|-----|
| バックホウ(掘削機)        | 0.4m <sup>3</sup> 未満 | 273 |
|                   | 0.4m <sup>3</sup> 以上 | 394 |
| バックホウ(解体用ハサミバケット) | 0.4m <sup>3</sup> 未満 | 162 |
|                   | 0.4m <sup>3</sup> 以上 | 180 |
| ホイールローダー          |                      | 217 |
| ダンプトラック           | 4t未満                 | 335 |
|                   | 4t以上                 | 496 |

|                         |             |     |
|-------------------------|-------------|-----|
| 塵芥車                     | 4トントン未満     | 213 |
|                         | 4トントン以上     | 147 |
| 脱着式コンテナ車                | 4トントン未満     | 96  |
|                         | 4トントン以上     | 170 |
| クローラークレーン又は<br>トラッククレーン | 機械式25トントン以上 | 4   |
|                         | 油圧式5トントン以上  | 46  |

※ 県への報告後に回答のあったものも集計した内容です。

### ○一般社団法人に移行するための申請

平成23年6月24日(金)に開催の第44回通常総会で、一般社団法人への移行にかかる定款変更の議案を可決いただき、その後、監督官庁である岐阜県(廃棄物対策課等)の事前審査等を受け、10月3日に、正式に移行申請書を提出していましたが、11月30日付けで、公益認定等審議会から「移行は妥当」との答申が出されました。

正式に移行するのは平成24年4月1日を予定しており、そのための準備を事務局で進めて参ります。

### ○青年部会の動向

毎年恒例となっている青年部会員による忘年会を、平成23年12月9日(金)に岐阜市内で開催しました。今年は趣向を変え「ジャズバー」



ジャズバーで開催した青年部会員の忘年会

で開催したことから、バンド演奏等も登場し、大変盛り上がった懇親の場になりました。また、会場のあちこちでは業界に関する情報交換も行われ、つながりの輪の広がった懇親会となりました。



青年部会員忘年会

忘年会の参加者は、会員からの呼びかけで参加した非会員(5名)を含め、23名の参加がありました。小塙部会長からは、「大勢の方に加入していただけるように、会員の皆さんからも呼びかけ欲しい。」とあいさつで述べておられました。

なお、加入を希望される方は、部会長、青年部会員、協会事務局のいずれかにお申し出ください。

## 〈(公社)全国産業廃棄物連合会〉

### ○産業廃棄物と環境を考える全国大会

平成23年11月4日(金)に、全国産業廃棄物連合会、日本産業廃棄物処理振興センター、産業廃棄物処理事業振興財団の共催による「第10回産業廃棄物と環境を考える全国大会」が、京都市内の「ホテルグランヴィア京都」で開催されました。この大会は、行政、事業者、学識経験者、市民などにより循環型社会の形成等について一緒に考えるためのもので、「産業廃棄物行政の現状と今後の展開」と題した基調講演や「追跡！改正廃棄物処理法の現状」と題したパネル討論会等が行われました。

また、大会の冒頭において「平成23年度循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰(産業廃棄物関係事業功労)」が行われ、当協会の鈴村兼利副理事長を始めとする19名の方が受賞されました。

当協会からは、粥川理事長、鈴村副理事長と長谷部専務理事が出席しました。

### ○全国産業廃棄物連合会平成23年度 総務委員会

平成23年12月8日(木)に、全国産業廃棄物連合会会議室において開催され、この委員会の

委員となっている長谷部専務理事が出席しました。この委員会では、全国産業廃棄物連合会の定款改正やそのための臨時総会の開催等について協議が行われました。

## 〈その他〉

### ○産業廃棄物処理関係講習会の実施 状況

平成23年度講習会のうち、「特別管理産業廃棄物管理責任者」が10月19日(水)、「更新にかかる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬課程」が10月20日(木)に、岐阜市内の「県民ふれあい会館」で開催されました。受講者は前者が98名(合格率100%)、後者が68名(合格率97.1%)でした。



講習会での講義の状況



## 協会カレンダーに掲載する写真の募集

当協会では、県内の豊かな自然環境をテーマとした写真を使ったオリジナルカレンダーを作成し、会員及び関係団体等に配布し協会の活動の周知に活用しているところであり、2012年版については昨年の12月中旬に皆さんとのところに送付させて頂きました。

このカレンダーに使用する写真については、協会誌の表紙写真を提供頂いている「フォ

ト飛水」のメンバーから提供される写真からのみ選定していましたが、来年版以降は、会員の皆様から提供して頂いた写真を中心に編集していく予定です。

詳細については、次号以降に掲載する予定にしていますが、季節感、地域の特色、そして豊かな自然環境を感じさせる写真を今から準備頂き、提供頂きますようお願いします。

### — 2012年版カレンダーに使用の写真 —



奥の細道むすびの地 大垣市 1～2月



長良川のある風景 岐阜市 7～8月



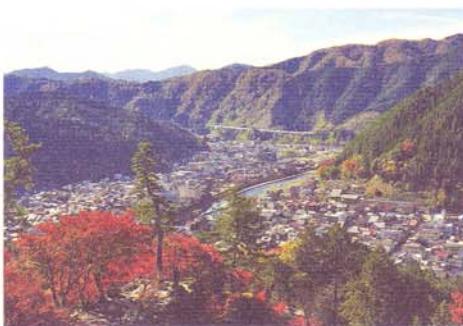
春の白川郷 白川村 3～4月



東濃路の蕎麦の花 中津川市 9～10月



ひるがののミズバショウ 郡上市 5～6月



晩秋の八幡 郡上市 11～12月

## 社名変更の紹介

(平成23年10月から平成23年12月までに届出のあった分)

| 区分  | 新社名       | 旧社名          |
|-----|-----------|--------------|
| 正会員 | (株)三光金属商会 | 平沼弘治(三光金属商会) |

### 協会誌への広告掲載募集

当協会では、協会誌「ぎふ環境保全」(年4回発行)及び「協会要覧」(年1回発行)をしており、これに掲載する広告を募集しています。広告は協会誌を通じて直接、読者の目に止まるほか、平成23年度からは協会のホームページからアクセスして最新号及びバックナンバーでも閲覧できるようになり、こちらでも広告の効果が高まっています。

是非、貴社の営業広告やイメージアップ広告としてご活用ください。なお、掲載料金は下記のようになっています。掲載の申込みは協会事務局にご相談ください。

| 掲載面           | 印刷形態  | 料金( )は会員外の掲載      |
|---------------|-------|-------------------|
| 表紙の裏面及び裏表紙の裏面 | カラー   | 30,000円 (40,000円) |
|               | モノクロ  | 20,000 (30,000 )  |
| 裏表紙           | カラーのみ | 40,000 (50,000 )  |
| 本文中           | カラー   | 30,000 (40,000 )  |
|               | モノクロ  | 10,000 (20,000 )  |

注 1 1／2ページの掲載の場合は上記料金の半額です。(広告原稿の版下は広告主負担)

2 4回の連載で申込みの場合は、10%の割引となります。

3 現在、表紙及び裏表紙の裏面、並びに裏表紙への掲載の申込みは受け付けていません。

## 産業廃棄物処理業の許可の有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

- 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了3ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。
- 更新許可申請には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付する必要があります。  
許可申請に添付する修了証の有効期限は、原則として講習会修了日から起算して、新規講習会修了証は5年間、更新講習会修了証は2年間とされています。  
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)
- 許可満了日到来2ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

TEL 058-272-9293

## <協会への入会のおすすめ>

### — 協会組織の拡充・活性化強化を図るために —

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところですが、未だ十分とは言えないのが現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいただきますよう、お願ひいたします。

◎ 入会金 正会員 10,000円

◎ 会費 正会員 月額 10,000円  
賛助会員 年額 30,000円

◎ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、下記の協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

### 社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

TEL 058-272-9293

FAX 058-272-6764

## ◎ 会費の納入は便利な口座振替で ◎

会費の納入に便利な口座振替を利用しませんか。

振込手数料がいりません。

銀行などへお出かけになる手間が省けます。

支払日を気にしなくてすみ、安心です。

現在、会員の皆様に約330件のご利用をいただいております。

### ◆ご利用にあたって◆

- 最初に一度手続きされれば、金融機関の口座から自動支払いができます。
- 次の金融機関をご利用できます。その他の金融機関を利用する場合は、事務局へご確認ください。

銀 行 (十六・大垣共立・岐阜)

信 用 金 庫 (岐阜・大垣・西濃・閑・東濃・八幡・高山)

信 用 組 合 (岐阜商工・飛騨・益田・イオ・岐阜県医師)

農業協同組合 (岐阜県内のすべての農業協同組合)

労 働 金 庫 (東海労働金庫)

ゆうちょ銀行 (全国のゆうちょ銀行)

- ご連絡いただければ、預金口座振替依頼書をお送りしますので、ご記入の上ご返送ください。事務局の方で手続きします。

- お取引金融機関の口座からの振替日は下記のとおりです。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。

#### ・正会員

| 期   | 第1・四半期  | 第2・四半期  | 第3・四半期  | 第4・四半期  |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 月 日 | 4月27日   | 7月27日   | 10月27日  | 1月27日   |
| 金 額 | 30,000円 | 30,000円 | 30,000円 | 30,000円 |

#### ・賛助会員

4月27日 30,000円

### 【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

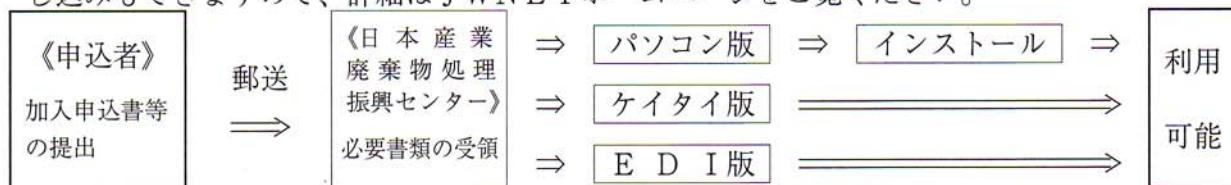
☎ 058 (272) 9293 (担当: 小野)

## 〈電子マニフェストシステム(愛称: JWNET)の加入申込み〉

——事業者のマニフェスト事務の効率化のために——

### ○ 申込み方法

加入申込書、預金口座振替依頼書等の提出が必要です。加入申込書の用紙は JWNET ホームページ (<http://www.jwnet.or.jp/>) から印刷することも可能ですが、当協会に加入申込書等の関係書類を備えておりますので、加入申し込みをされる方は、当協会へお問い合わせください。申し込みをしてから、1週間程度で手続きが完了し、(財)日本産業廃棄物処理振興センターの情報処理センターから加入証等が送付されます。なお、インターネット (Web) での申し込みもできますので、詳細は JWNET ホームページをご覧ください。



### ○ 加入の単位

- 排出事業者：排出事業場単位または排出事業場を管轄する支店、営業所等の単位で加入できます。
- 収集運搬業者：業者単位です。複数の加入者番号を取得することもできます。
- 処分業者：処分事業場単位です。同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることができます。

### ○ 利用料金

#### 【排出事業者】

| 料金区分           | A 料 金<br>(多量排出事業者向け) | B 料 金<br>(少量排出事業者向け) | 少量排出事業者<br>団体加入料金 |
|----------------|----------------------|----------------------|-------------------|
| 加入料(加入時のみ)     | 5,000円(税抜き)          | 3,000円(税抜き)          | 3,000円(税抜き)       |
| 基本料(年額)        | 25,000円(税抜き)         | 40件まで 2,000円(税抜き)    | 不 要               |
| 使用料(登録情報1件につき) | 10円(税抜き)             | 41件から 60円(税抜き)       | 60円(税抜き)          |

#### 【処理業者】

| 料金区分           | 収集運搬業者       | 処 分 業 者        |              |                    |
|----------------|--------------|----------------|--------------|--------------------|
|                |              | 処分報告機能<br>のみ利用 |              | 処分報告機能 + 2次登録機能の利用 |
|                |              | A 料金           | B 料金         |                    |
| 加入料(加入時のみ)     | 5,000円(税抜き)  | 5,000円(税抜き)    | 5,000円(税抜き)  | 5,000円(税抜き)        |
| 基本料(年額)        | 12,500円(税抜き) | 12,500円(税抜き)   | 25,000円(税抜き) | 40件まで12,500円(税抜き)  |
| 使用料(登録情報1件につき) | —            | —              | 10円(税抜き)     | 41件から 60円(税抜き)     |

### ○ 問い合せ先

#### ・(社)岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12 岐阜県水産会館1階  
TEL 058-272-9293 FAX 058-272-6764

### 岐阜県内の加入状況

平成23年12月19日現在

| 加入区分   | 加入者数  |
|--------|-------|
| 排出事業者  | 2,410 |
| 収集運搬業者 | 169   |
| 処分業者   | 101   |
| 合計     | 2,680 |

## 産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

### 【産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入方法】

#### 協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えでの購入となります。

#### 発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXにて送信ください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日（土日祝祭日を除く）に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

送料は着払い、産業廃棄物管理票代金は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行（郵便局）へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

#### 送料について（送付先が岐阜、愛知、三重、静岡の場合）

単 票1箱 (100セット入り) 400円

連続票1ケース (500セット入り) 450円

\* 詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

### 【産業廃棄物管理票（マニフェスト）の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票 ((公社)全国産業廃棄物連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト (建設六団体副産物対策協議会発行) の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票（マニフェスト）申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

#### 【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

TEL 058 (272) 9293

FAX 058 (272) 6764

(社)岐阜県産業環境保全協会 御中

FAX 058-272-6764

\* No, \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

\* No, \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入)

| 管理票（マニフェスト）の区分                          | 種類  | 単価(円)  | 数量  |
|---|-----|--------|-----|
| 産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り<br>公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行 | 単票  | 2,500  | 箱   |
|   | 連続票 | 12,500 | ケース |
| 産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り<br>公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行 | 単票  | 2,500  | 箱   |
|   | 連続票 | 12,500 | ケース |
| 建設系廃棄物マニフェスト7枚綴り<br>建設六団体副産物対策協議会発行     | 単票  | 2,500  | 箱   |
|   | 連続票 | 12,500 | ケース |

※建設系廃棄物マニフェストは、(一社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

|   |                          |   |
|---|--------------------------|---|
| 産業廃棄物管理票（公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行）<br>【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」 | A5版 66ページ<br>1冊 110円(実費) | 冊 |
| 建設系廃棄物マニフェスト（建設六団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」              | A4版 34ページ<br>1冊 170円(実費) | 冊 |

平成 年 月 日 〒  
住 所

会社名

代表者氏名又は

取扱責任者氏名

### \*事務局記入欄

|      |      |
|------|------|
| 支払方法 | 払込No |
| 現金   |      |
| 整 理  |      |

電話番号

FAX番号

主な業種 建設業 製造業 医療・福祉 自治体  
(○をつける) その他( )  
産業廃棄物処理業(収集運搬業・処分業)

(注) \*印の欄は、記入しないでください。

2011. 8

## 保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 野村清晴

副委員長 石原幸喜

天池孝一 兼松誠吾 川合秋男 川合雅和

野々村 清

編集顧問

大野安一

## 編集後記

新年を迎え、会員および本誌読者各位におかれましては、一層の熱情と自立発展の思いを新たにされたこととお察し申し上げます。

昨年3月発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の損壊事故は、将に、我が国の歴史に残る大惨事となりました。それは、大地震の発生とそれによる過去に例の無い大津波が東日本一帯を襲ったことによる直接被害だけでなく、その後にも大きな被害を生じさせていることあります。その代表的なものが、風評被害と放射能汚染であります。これらがもたらす被害は今後いつまで続くのか誰も予測できません。恐ろしいことと言わなければなりません。

原子力発電所の損壊による放射能汚染は、我が国の技術力と行政・住民の努力によって近い将来解決されるでしょう。しかし、原子力発電に関する国民の認識は一変しました。今回の震災によって原子力発電を放棄して自然エネルギーに頼るか、安全対策を強化して残すか、日本人の特性（筆者注—物事をあいまいにして決着させない習性）から言って永い論争が続くであろう。それに費やすエネルギーの負担もある意味では震災被害ではなかろうか。

地震と大津波によって発生した大量の震災瓦礫は、9ヶ月経った現在でも被災地に山積みされているというニュースを聞くと、暗然たる気分になる。被災地の処理能力を遥かに超える量だけに全国の応援が必要と思うのであるが、東京都以外に応援する自治体が見受けられないのは、実に不思議な現象である。ましてや、大量の瓦礫が復興を妨げていると聞けば尚更である。日本人の思い遣りの心はどこへ行ったのであろうか。

新年早々暗い話題で恐縮ですが、世の中、悪いことだけ、善いことだけ、ということは有り得ないのである。悪いことの中に善いことが、善いことの中に悪いことがあるものです。今回の震災と原子力発電所事故によって大きな被害を蒙ったが、それを教訓として天災に強い国土が建設されるであろうし、原子力利用に関する科学技術は飛躍的に発達するであります。そのノウハウによって力強い日本へ進化するものと確信しております。

今年は、そんな進化へのスタートと考えたいものであります。

### [言葉の宝石]

杞憂きゆう（出典 列子 天瑞）

「杞」は、周代に河南省にあった國の名前。昔、杞の國に、天が落ち地が崩れたらどこに身を置こうかと心配のあまり、寝ることも食事もできない人がいた、という話から出た言葉。

平成24年1月15日発行

第89号

編集発行 社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 粥川長司

〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階  
TEL<058>272-9293 FAX<058>272-6764

<http://www.gifu-hozan.jp>  
E-mail info@gifu-hozan.jp

印刷共和国 印刷株式会社



協会のシンボルマーク

福利厚生代行サービス  
「ライフサポート俱楽部」  
格安宿泊施設のご案内

直営施設(ホテルリソル、トリニティ、三井ガーデンシリーズ)約60カ所



(愛知)



(岐阜)



(北海道)



(東京)



(大阪)

ホテルリソル  
名古屋  
素泊り  
2,500円／人～

ホテルリソル  
岐阜  
素泊り  
2,500円／人～

ホテルリソル  
トリニティ札幌  
素泊り  
2,500円／人～

三井ガーデンホテル  
汐留イタリア街  
素泊り  
5,985円／人～

三井ガーデンホテル  
大阪淀屋橋  
素泊り  
4,200円／人～

直営施設(R&Sホテルシリーズ) 約100カ所



(愛知)  
R&Sホテル  
ひがきホテル  
1泊2食付  
7,500円／人～



(三重)  
R&Sホテル  
金花水月  
1泊2食付  
2,500円／人～



(静岡)  
R&Sホテル  
土肥マリンホテル海音亭  
1泊2食付  
4,500円／人～

提携施設 約5000カ所 本格的なリゾートホテルからシティホテルまで  
様々な施設を格安でご用意しています。



(愛知)  
名古屋マリオットアソシアホテル  
朝食付  
10,500円／人～



(愛知)  
ホテル松風園  
1泊2食付  
9,450円／人～

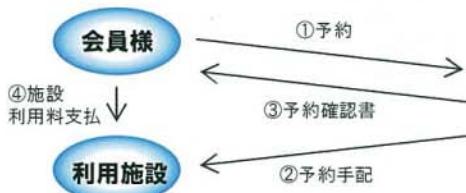


(三重)  
志摩観光ホテル  
朝食付  
6,000円／人～



(岐阜)  
水明館  
1泊2食付  
12,600円／人～

ご利用フロー



ご予約はこちらから

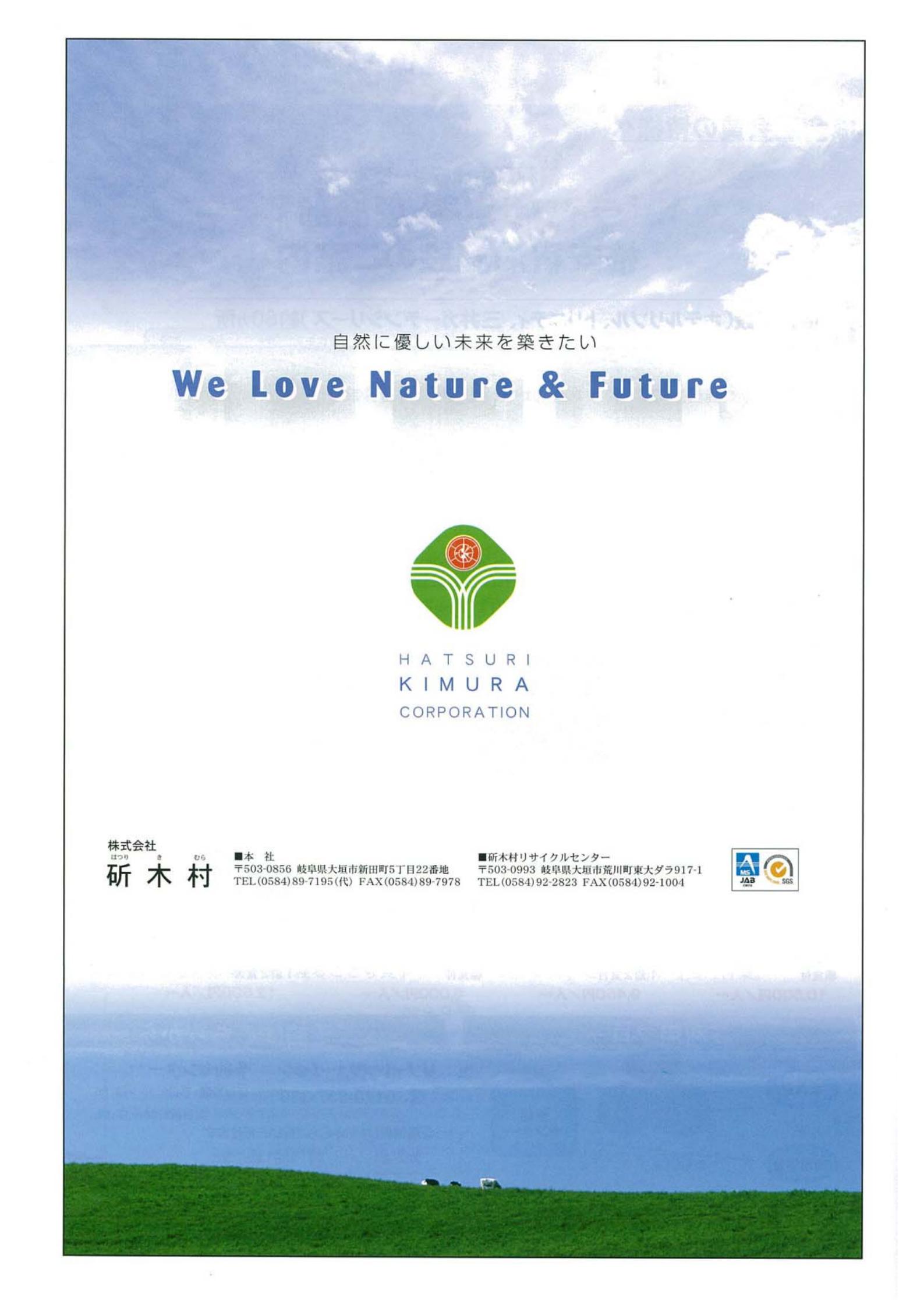
リゾートソリューション 予約センター  
☎ 0120-837-330 受付時間: 平日9:30~19:00  
土日祝9:30~17:00  
各種情報はHPからもご覧いただけます

[ウェブ](#) [画像](#) [ニュース](#) [辞書](#) [知恵袋](#) [地図](#) [一覧](#)

リソル

検索

Click



自然に優しい未来を築きたい

## We Love Nature & Future



HATSURI  
KIMURA  
CORPORATION

株式会社  
はつり  
木  
き  
村  
むら  
**研木村**

■本社  
〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地  
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■研木村リサイクルセンター  
〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1  
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



# タカイ商事株式会社

TAKAI

## 産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、京都府)

### 許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

### 積替保管

(岐阜県)

### 許可品目

廃油、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、繊維くず

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

### 許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

## 特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

### 許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

## 産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

### 許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は  
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

**TEL (058) 239-9931**

**FAX (058) 239-9828**

E-Mail [takaisho@sweet.ocn.ne.jp](mailto:takaisho@sweet.ocn.ne.jp)

URL <http://www4.ocn.ne.jp/~sanpai/>

## 企 業 理 念

“安全で安心” 循環型社会の創造は  
私たちの使命です

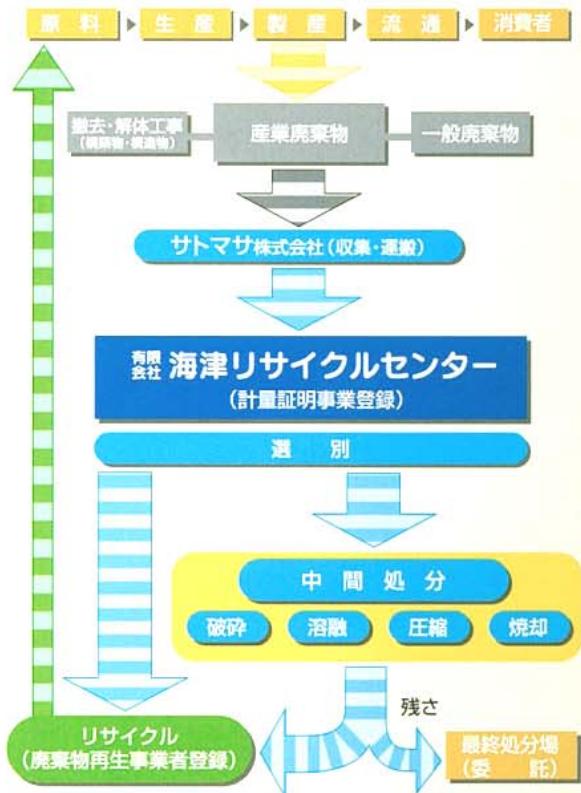


# 有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



## 有限会社 海津リサイクルセンター

〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434  
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp

## サトマサ株式会社

〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26  
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843



社団法人 岐阜県産業環境保全協会